

防 災 関 係 機 関 等

新居浜市防災会議条例

改正 昭和47年7月20日 条例第30号
平成9年4月1日 条例第35号
平成12年4月1日 条例第12号
平成24年9月26日 条例第28号

〔昭和39年4月1日〕
〔条例第33号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、新居浜市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例12・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新居浜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例28・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認め委嘱し、又は任命する者

6 防災会議を構成する委員の定数は、30人以内とする。

7 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平9条例35・全改、平24条例28・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、新居浜市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭47条例30・一部改正)

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年7月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

新居浜市防災会議委員

新居浜市防災会議会長

新居浜市長

| 区 分 | 委 員 |
|-------|---|
| 第1号委員 | 新居浜海上保安署長 |
| 第2号委員 | 愛媛県東予地方局地域産業振興部長 愛媛県東予地方局健康福祉環境部長 愛媛県東予地方局建設部長 |
| 第3号委員 | 新居浜警察署長 |
| 第4号委員 | 新居浜市副市長 新居浜市副市長 新居浜市危機管理統括部長 新居浜市企画部長 新居浜市総務部長 新居浜市福祉部長 新居浜市市民環境部長 新居浜市経済部長 新居浜市建設部長 |
| 第5号委員 | 新居浜市教育長 |
| 第6号委員 | 新居浜市消防長 新居浜市消防団長 |
| 第7号委員 | 新居浜港務局事務局長 四国旅客鉄道株式会社新居浜駅長 株式会社N T Tフィールドテクノ愛媛設備部フィールドサービスセンタ 新居浜ユニット長 日本通運株式会社新居浜支店長 四国電力送配電株式会社新居浜支社長 |
| 第8号委員 | 新居浜市連合自治会代表 新居浜市女性連合協議会代表 新居浜市婦人防火クラブ運営協議会代表 新居浜市ボランティア連絡協議会代表 新居浜市障がい者自立支援協議会代表 |
| 第9号委員 | 新居浜市上下水道局長 新居浜市医師会代表 新居浜地区共同防災協議会代表 |

新居浜市災害対策本部条例

改正 平成9年4月1日 条例第36号
平成24年9月26日 条例第36号

〔昭和39年4月1日〕
〔条 例 第 34 号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、新居浜市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平9条例36・平24条例28・一部改正）

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（平9条例36・追加）

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

（平9条例36・一部改正）

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 災害予防対策

第 1 節 県民の役割（第 9 条—第 12 条）

第 2 節 自主防災組織の役割（第 13 条—第 18 条）

第 3 節 事業者の役割（第 19 条—第 22 条）

第 4 節 県及び市町の役割（第 23 条—第 35 条）

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 県民の役割（第 36 条・第 38 条）

第 2 節 自主防災組織の役割（第 39 条）

第 3 節 事業者の役割（第 40 条・第 41 条）

第 4 節 県及び市町の役割（第 42 条—第 44 条）

第 4 章 復旧及び復興対策（第 45 条）

第 5 章 防災対策の計画的な推進等（第 43 条—第 46 条）

附則

平成 16 年に愛媛県を襲った一連の台風が、26 名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらしたことは、県民の記憶に深く刻まれている。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、想定を超える巨大な地震と津波により我が国に甚大な被害をもたらしたばかりでなく、福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、私たちは、災害の脅威をあらためて思い知らされたところである。

こうしたことから、近い将来、発生が危惧されている南海トラフを震源とする地震をはじめ、津波災害、土砂災害、原子力災害などの様々な災害から、県民の生命、身体及び財産を守るためには、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、平素から最悪の事態を想定し、万全の対策を講ずることの重要性を認識した上で、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。

これまで、県及び市町では、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、防災対策を講じてきたところであるが、被害を最小限に抑える「減災」の考え方を基本とした防災対策を進めるためには、年齢、性別、障害の有無その他支援を要する者の事情に配慮しつつ、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。

ここに、私たちは、県を挙げて防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活することができる地域社会を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者、県及び市町の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進して地域防災力を強化し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第 2 条第 2 号に規定する防災をいう。
- (3) 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- (4) 地域防災力 地域における防災の能力をいう。
- (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者その他の特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

一部改正〔平成 28 年条例 33 号〕

(基本理念)

第 3 条 防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る自助を実践した上で、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

- 2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。
- 3 防災対策は、災害時において人命を守ることを最も優先させること、及び災害の発生を常に想定し被害の最小化を図る減災の考え方を基本として実施されなければならない。
- 4 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として実施されなければならない。
- 5 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮しながら、その時期に応じて適切に実施されなければならない。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全の確保に努めるとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関等と連携し、防災対策に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努めるとともに、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が行う防災対策への支援に努めるものとする。

(市町の責務)

第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時にとるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。

- 2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を掲載した地図（以下「防災地図」という。）等により、土砂災害、浸水被害、津波被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。
- 3 県民は、地域における過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災活動にいかすよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(建築物の安全性の確保等)

第10条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築に関する法令に基づき耐震性の診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置しようとする者は、当該工作物等の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第11条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

- 2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を備えるよう努めるものとする。

(避難行動要支援者からの情報の提供)

第12条 避難行動要支援者は、自主防災組織等及び市町に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第2節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発)

第13条 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び高揚を図るための研修等を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町等が行う災害及び防災に関する講座等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

(災害危険箇所の確認等)

第14条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所並びに災害の発生の危険性及びその態様を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、防災地図等により、災害の態様に応じた避難場所、避難経路、避難方法等を確認するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(防災訓練の実施等)

第15条 自主防災組織は、少なくとも年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町等が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備)

第16条 自主防災組織は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(資機材等の備蓄)

第17条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。

(市町等との連携等)

第18条 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第3節 事業者の役割

(安全を確保するための計画及び事業継続計画)

第19条 事業者は、災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成するよう努めるとともに、防災訓練及び研修等を積極的に行うよう努めるものとする。

(災害時における事業継続等)

第20条 事業者は、事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるものとする。

(建築物の耐震性の確保等)

第21条 事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。

(地域への協力)

第22条 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する施設の指定緊急避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）及び指定避難所（法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第4節 県及び市町の役割

(防災意識の啓発等)

第23条 市町は、住民、自主防災組織等及び事業者が災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、自主防災組織等、事業者及び関係機関等と連携し、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するとともに、市町及び関係機関等と連携し、県民の防災意識の普及及び啓発を図るものとする。

3 県及び市町は、関係機関等と連携して、複合型の災害や広域的な災害など様々な災害の発生を想定して、総合的な防災訓練を実施するものとする。

4 県及び市町は、関係機関等と連携して、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、災害時において適切に行動することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(災害及び防災に関する情報の提供等)

第24条 県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害の発生原因となる自然現象、災害危険箇所、避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

2 市町は、当該市町の区域内の防災地図を作成するとともに、住民に周知するものとする。

3 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(自主防災組織への支援)

第25条 市町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(防災リーダー等の育成)

第26条 県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動（以下「ボランティア活動」という。）が効果的に実施されるよう、防災リーダー（防災士その他の自主防災組織が行う防災活動において中心的な役割を担う者をいう。）及びボランティアコーディネーター（ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。）の育成に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(情報収集伝達体制の整備)

第27条 市町は、あらかじめ、災害時における災害及び避難に関する情報を住民に提供するとともに、住民からの被害状況、住民の安否その他の必要な情報を入手する手段を講じておくものとする。

2 県及び市町は、孤立地区（災害の発生により通信及び交通が途絶した地区をいう。以下同じ。）の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。

3 市町は、あらかじめ、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

4 県は、あらかじめ災害時における気象、被害その他の災害に関する情報を入手し、並びに市町及び関係機関等に提供するための手段を講じておくものとする。

5 県及び市町は、災害時における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(住民避難体制の整備)

第28条 市町は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

2 前項に規定する避難計画には、高齢者等避難等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害時における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、居住性、衛生、保健医療サービスその他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。

4 市町は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する運営基準（以下「運営基準」という。）を住民に周知するものとする。

5 県及び市町は、孤立地区の発生に備え、輸送手段の確保に努めるものとする。

6 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、避難行動要支援者の避難支援等に関する体制を整備するものとする。

7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の指定避難所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

8 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

9 県及び市町は、他の市町又は他の都道府県への広域的な避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(物資等の備蓄及び流通備蓄の促進)

第29条 県及び市町は、災害時における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、民間企業等の協力による流通備蓄の促進に努めるものとする。

(事業者等との協定)

第30条 県及び市町は、食料、飲料水、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。

(広域防災拠点の整備)

第31条 県は、大規模な災害が発生した場合において、県内外からの人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成するとともに、災害応急対策の展開及び物資の中継拠点（以下「広域防災拠点」という。）の整備に努めるものとする。

2 県は、広域防災拠点で活動する際に必要な資機材の確保に努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

（医療救護体制の整備）

第32条 市町は、あらかじめ、医療救護に関する計画を作成し、災害による傷病者の治療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項に規定する医療救護体制の整備に対する支援及び広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（ボランティア活動への支援等）

第33条 県及び市町は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して、ボランティアの受入体制の整備、資機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

2 県及び市町は、平常時から、ボランティア活動を目的としている団体等との連携に努めるものとする。

3 県及び市町は、県民及び事業者等が積極的にボランティア活動に参加するための意識啓発に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（公共施設の整備）

第34条 県及び市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。

2 県及び市町は、要配慮者が指定緊急避難場所及び指定避難所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。

3 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（研修の実施等）

第35条 県及び市町は、研修等の実施等により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 県及び市町は、あらかじめ、災害時に職員が的確かつ迅速に対処することができるよう危機管理体制の整備を図るとともに、災害時にとるべき行動等を職員に周知するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割

（円滑な避難行動）

第36条 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、高齢者等避難の発表、避難指示又は緊急安全確保措置の指示等（以下「避難指示等」という。）があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

2 県民は、災害時において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

（緊急通行車両の通行の確保等）

第37条 県民は、災害時において、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。ただし、避難指示等により広域避難の必要がある場合における車両の使用については、当該避難指示等に従って行うものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（指定避難所の運営）

第38条 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

2 指定避難所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら、男女双方の意向に配慮して、指定避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

第2節 自主防災組織の役割

第39条 自主防災組織は、災害時において、市町及び関係機関等と連携して、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救護、給水及び給食、災害危険箇所の巡視その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第3節 事業者の役割

(災害時の応急対策)

第40条 事業者は、災害時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(帰宅困難者への支援)

第41条 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的な滞在施設の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第4節 県及び市町の役割

(災害時情報連絡体制の確立)

第42条 県及び市町は、災害時において、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民及び帰宅困難者に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

2 県は、市町が避難指示等を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(応急体制の確立等)

第43条 県及び市町は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助、医療等の災害応急対策が講じられるよう必要な応急体制の速やかな確立に努めるものとする。

2 市町は、県民や自主防災組織、関係機関等と連携して、避難行動要支援者等の避難を円滑に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

3 県及び市町は、災害時において、関係機関等と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町は、指定避難所における避難行動要支援者をはじめとする被災者の生活環境の整備に努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県から市町への応援)

第44条 県は、災害時において、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第4章 復旧及び復興対策

追加〔平成28年条例33号〕

第45条 県民は、災害による重大な被害が発生した場合において、国、県、市町、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害による重大な被害が発生した場合において、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、災害による重大な被害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

4 県及び市町は、災害による重大な被害が発生した場合において、住民の参画を図りながら、当該災害からの復旧及び復興に関する計画を策定し、復旧及び復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

第5章 防災対策の計画的な推進等

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県地域防災計画及び市町地域防災計画)

第46条 県は、県民の意見に十分配慮して、この条例の規定に沿って県地域防災計画を定めるものとする。

2 県及び市町は、それぞれの地域防災計画について、必要に応じ、見直しを行うとともに、当該地域防災計画に定められた施策の実効性の確保に努めるものとする。

3 県は、防災対策の推進に必要な財源の確保に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(大規模な地震による被害の軽減対策)

第47条 県は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に関する総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地震防災に関する施策の目標

(2) 地震防災に関する施策の内容

- (3) 前2号に掲げるもののほか、地震防災対策を計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(消防団による地域防災力の強化)

第48条 県及び市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第3条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入の促進等による地域防災力の強化に努めるものとする。

- 2 県民及び自主防災組織は、地域防災力の強化に関する施策が円滑に実施されるよう、消防団その他の関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 事業者は、従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(えひめ防災の日及びえひめ防災週間)

第49条 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ防災の日（以下「防災の日」という。）及びえひめ防災週間（以下「防災週間」という。）を設ける。

- 2 防災の日は、12月21日とし、防災週間は、同月17日から23日までとする。
- 3 防災の日及び防災週間においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。
- 4 防災の日及び防災週間においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月15日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

新居浜市災害対策本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、新居浜市災害対策本部条例（昭和39年条例第34号）第5条の規定に基づき、新居浜市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の設置及び解散)

第2条 本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるとき。
- (2) 市域に、震度5弱以上の地震が発生したとき又は津波警報が発表されたとき。
- 2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるときに解散する。
- 3 市長は、本部を設置し、又は解散したときは、直ちにその旨を関係機関に報告するとともに、市民に公表する。
- 4 本部は、新居浜市消防防災合同庁舎5階に置く。ただし、特別の事情により本部機能を全うすることができないと本部長が判断したときは、本部長又は副本部長の指定する場所に置く。

(組織及び事務分掌)

第3条 本部の組織及び事務分掌は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本部は、本部長の総括の下に副本部長に副市長（副市長に事故があるとき又は欠けたときは、危機管理を所管する課が所属する本部部長（以下「危機管理担当部長」という。）、本部長付として教育長、代表監査委員及び参与を充てる。
- (2) 本部は、部及び班を置き、部長、副本部長及び班長には、本部長が指名した関係部長、総括次長及び課長等を充て、班長以外の課長職を副班長とする。
- (3) 本部員は、前号の本部部長をもって充てる。
- (4) 各班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備えるなど体制を整備しておかなければならない。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び必要により本部長が指名した者で構成し、本部長が主宰する。

2 本部会議は、次に掲げる事項についてその基本方針を決定する。

- (1) 消防、水防その他緊急措置に関すること。
- (2) 被災者の救難、救助その他民生安定に関すること。
- (3) 災害時の応急対策に関すること。
- (4) 活動体制の決定に関すること。
- (5) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(本部連絡員)

第5条 災害対策室には、原則として本部連絡員をおく。

- 2 本部連絡員は、各部長がそれぞれの所管職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部に伝達する。

(現地災害対策本部の設置)

第6条 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

(支部の設置)

第7条 災害対策の円滑かつ適切な実施を図るため、支所ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部長は、支所長をもって充てる。

(地区連絡所の設置)

第8条 情報収集活動及び広報活動の円滑かつ適切な実施を図るため、小学校区(旧小学校区を含む。以下「校区」という。)ごとに地区連絡所を置くことができる。

- 2 地区連絡所の要員は、各校区に在住する職員のうちから、あらかじめ指名する者をもって充てる。

(活動体制、編成計画等)

第9条 本部は、被害を最小限に防止するために迅速かつ強力な活動体制を整える。

- 2 活動体制区分及び配備基準については、別に定める。
- 3 各部班長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを班員に徹底しなければならない。

(活動体制の開始及び解除)

第10条 各部班における活動体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(災害情報の取扱い)

第11条 災害が発生したときは、各部班長は直ちに被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

- 2 危機管理担当部長は、各部班長並びに関係機関よりの被害状況及び応急対策の状況を取りまとめ本部長に報告するとともに、速やかに愛媛県地域防災計画の定めるところにより東予地方局を通じて県へ報告するものとする。
- 3 危機管理担当部長は、災害に関する予報、警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項について直ちに市民その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

避難情報発令の判断基準

土砂災害に対する避難基準（立川・別子山地区以外の山すそ地区）

| | 高齢者等避難 (警戒レベル3) | 避難指示 (警戒レベル4) | 緊急安全確保 (警戒レベル5) | 避難情報の決定 |
|-------------------------|--|--|--------------------------------------|----------|
| 前日までの連続雨量が100mm以上あった場合 | 当日の日雨量が50mmをこえたとき | 当日の日雨量が50mmをこえ、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される時 | 土砂災害の前兆現象が認められるとき 土砂災害が発生したとき | 本部会で協議決定 |
| 前日までの連続雨量が40～100mm未満の場合 | 当日の日雨量が80mmをこえたとき | 当日の日雨量が80mmをこえ、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される時 | | |
| 前日までの降雨がない場合 | 当日の日雨量が100mmをこえたとき | 当日の日雨量が100mmをこえ、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される時 | | |
| その他 | 土砂災害警戒情報が発表されたとき 本部長が必要と認めたとき | | | |
| 備考 | 水防に関する警報等が発令された場合に、状況により注意警戒が必要な地区に対し、情報伝達を行う。 | | | |

土砂災害に対する避難基準（立川地区）

| | 高齢者等避難 (警戒レベル3) | 避難指示 (警戒レベル4) | 緊急安全確保 (警戒レベル5) | 避難情報の決定 |
|-----|--|--------------------------------------|--------------------------------------|----------|
| 雨量等 | 連続雨量が200mmをこえたとき | 連続雨量が200mmをこえ、時間雨量が40mm以上の強い雨が予想される時 | 土砂災害の前兆現象が認められるとき 土砂災害が発生したとき | 本部会で協議決定 |
| その他 | 土砂災害警戒情報が発表されたとき 本部長が必要と認めたとき | | | |
| 備考 | 水防に関する警報等が発令された場合に、状況により注意警戒が必要な地区に対し、情報伝達を行う。 | | | |

土砂災害に対する避難基準（別子山地区）

| | 高齢者等避難 (警戒レベル3) | 避難指示 (警戒レベル4) | 緊急安全確保 (警戒レベル5) | 避難情報の決定 |
|-----|--|---|--------------------------------------|------------------|
| 雨量等 | 連続雨量が 300mm をこえたとき | 連続雨量が 300mm をこえ、時間雨量が 40mm 以上の強い雨が予想されるとき | 土砂災害の前兆現象が認められるとき 土砂災害が発生したとき | 水防本部長及び副本部長で協議決定 |
| その他 | 土砂災害警戒情報が発表されたとき 本部長が必要と認めたとき | | | |
| 備考 | 水防に関する警報等が発表された場合に、状況により注意警戒が必要な地区に対し、情報伝達を行う。 | | | |

土砂災害に対する避難基準について本部長が必要と認めたときの具体例

| 気象情報等発表 | 避難勧告発令等について |
|--------------------------|--|
| 大雨注意報発表 (警戒レベル2) | 当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合は、副本部長と危機管理統括部長が協議し、状況に応じて災害警戒本部の設置及び高齢者等避難を発令する。 |
| 大雨（土砂災害）警報発表 (警戒レベル3) | 本部長は、警報発表時刻をもって、災害警戒本部設置と同時に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保※を状況に応じて発令する。各水防班は速やかに任務を遂行する。 |
| 土砂災害警戒情報発表 (警戒レベル4) | 避難指示以上の措置を速やかに発令する。 |
| 記録的短時間大雨情報発表 (警戒レベル4) | 避難指示以上の措置を速やかに発令する。 |

浸水に対する避難基準

| 高齢者等避難（警戒レベル3） | 避難指示 (警戒レベル4) | 緊急安全確保 (警戒レベル5) | 避難情報の決定 |
|-------------------------|---------------------------------|-----------------------|----------|
| 避難判断水位をこえ、河川氾濫のおそれがある場合 | 氾濫危険水位(特別警戒水位)をこえ、河川氾濫のおそれがある場合 | 堤防決壊等で河川氾濫が切迫又は発生したとき | 本部会で協議決定 |
| 本部長が必要と認めたとき | | | |

○河川水位の設定 避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

| 河川名 | 観測位置 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） |
|-----|----------|--------|------------------|
| 国領川 | 城下橋東詰 | 2.30m | 2.60m |
| 東川 | 金栄橋 | 1.60m | 1.80m |
| 東川 | 金子橋 | 2.00m | 2.20m |
| 渦井川 | 川口橋下流10m | 1.60m | 1.80m |
| 渦井川 | 飯積橋 | 2.40m | 2.70m |
| 阿島川 | 向川橋西詰 | 1.20m | 1.40m |

浸水に対する避難基準について本部長が必要と認めたとときの具体例

| | |
|---------------------------------------|--|
| 堤防の漏水等が発見された場合 | 状況に応じて、高齢者等避難、避難指示、安全確保※を発令する。 |
| 夜間～翌日早朝に避難が必要になることが予想される場合 | 夜間でも躊躇なく発令することが基本であるが、できる限り夕刻までに高齢者等避難又は避難指示を発令する。 |
| 鹿森ダムホットラインにより異常洪水時防災操作の開始予告等の通知があった場合 | 国領川の河川水位に関係なく、その状況に応じた避難情報を発令する。 |

※災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

浸水に対する避難指示等の対象区域

| | |
|-------------------------------------|--|
| 国領川の水位に基づく避難勧告等の場合 | 国領川浸水想定区域（別表1（1）） |
| 東川の水位に基づく避難勧告等の場合（尻無川も同時に氾濫するとみなす） | 平成16年の台風災害において、東川及び尻無川の氾濫により床上浸水が生じた区域（別表1（2）） |
| 渦井川の水位に基づく避難勧告等の場合 | 渦井川沿いの低地（別表1（3）） |
| 阿島川の水位に基づく避難勧告等の場合（荷内川も同時に氾濫するとみなす） | 阿島川沿いの低地及び荷内川沿いの低地（別表1（4）） |

高潮に対する避難基準

| 避難指示 （警戒レベル4） | 緊急安全確保※ （警戒レベル5） | 避難情報の決定 |
|----------------------|--|----------|
| 高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき | 護岸決壊等で高潮による人命危険が予想される時又は高潮による被害が発生したとき | 本部会で協議決定 |
| 本部長が必要と認めたととき | | |

高潮に対する避難基準について本部長が必要と認めたときの具体例

| | |
|-------------------------------|---|
| 高潮注意報 | 当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に高潮警報に切り替える可能性が言及されている場合は、副本部長と危機管理統括部長が協議し、状況に応じて災害警戒本部の設置及び避難指示を発令する。 |
| 高潮注意報に加え、暴風警報又は暴風特別警報が発表されたとき | 当該注意報の中で高潮警報に切り替える可能性が言及されている場合は、副本部長と危機管理統括部長が協議し、災害警戒本部の設置及び避難指示を発令する。 |

高潮に対する避難指示等の対象区域

| | |
|--|--|
| 予想最高潮位*が2.7m以上3.0m未満 (TP) の場合 (4.61m \leq CDL<4.91m) | 川西地区の敷島通りより海側の区域 (沿岸の埋立地及び尻無川の東側及び若水町一丁目を除く) (別表2 (1)) |
| 予想最高潮位*が3.0m以上 (TP) の場合 (CDL \geq 4.91m) | 高潮浸水想定区域 (別表2 (2)) |
| 護岸決壊等の場合 | 当該護岸の内陸側で、予想最高潮位より海抜が低い区域 |

※予想最高潮位は高潮警報や防災情報提供システム等に記載される。

津波に対する避難基準

| 避難指示 | 避難情報の決定 |
|-------------------------------|-------------------|
| 津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたとき | 災害対策本部長及び本部員で協議決定 |
| 災害対策本部長が必要と認めたとき | |

津波に対する避難基準について災害対策本部長が必要と認めたときの具体例

| | |
|-----------------------------------|--|
| 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない場合 | 1分以上の強い揺れを感じた場合に避難指示を発令する。 |
| 遠地地震の場合 | 気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に、状況に応じて、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。 |

津波に対する避難指示等の対象区域

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| 津波注意報が発表された場合 | 海岸及び海上 (海岸堤防等より海側) | |
| 津波警報または大津波警報が発表された場合 (遠地地震の場合を除く) | 津波浸水想定区域 (別表3 (1)) | |
| 遠地地震に伴う津波警報が発表された場合 | 予想最高潮位*が2.7m以上3.0m未満 (TP) の場合 (4.61m \leq CDL<4.91m) | 川西地区の敷島通りより海側の区域 (沿岸の埋立地及び尻無川の東側及び若水町一丁目を除く) (別表2 (1)) |
| | 予想最高潮位*が3.0m以上 (TP) の場合 (CDL \geq 4.91m) | 高潮浸水想定区域 (別表2 (2)) |

※予想最高潮位＝津波到達日の満潮位 (潮汐表はCDLで表示) + 予想される津波の高さ

1 浸水に対する避難勧告等の対象区域

別表1(1) 国領川浸水想定区域

| 校区 | 対象区域 | 該当自治会 | 指定緊急避難場 |
|------------|---|---|---|
| 角野(国領川の東側) | <ul style="list-style-type: none"> 角野新田町一丁目 角野新田町二丁目 角野新田町三丁目 | 角野新田 | <ul style="list-style-type: none"> 山根総合体育館(2階部分) |
| 角野(国領川の西側) | <ul style="list-style-type: none"> 北内町二丁目 北内町三丁目 吉岡町 | 城主、吉岡、北内東、一字 | <ul style="list-style-type: none"> 角野中学校 上部高齢者福祉センター |
| 船木 | <ul style="list-style-type: none"> 高祖 国領 | 高祖、国領 | <ul style="list-style-type: none"> 船木小学校 船木中学校 船木公民館 |
| 泉川(国領川の東側) | <ul style="list-style-type: none"> 国領一丁目 東田一丁目 東田二丁目 観音原町 | 国領一丁目、東田、下東田 | <ul style="list-style-type: none"> 泉川小学校 泉川中学校 泉川公民館 船木小学校 |
| 泉川(国領川の西側) | <ul style="list-style-type: none"> 上泉町 岸の上町一丁目 岸の上町二丁目 下泉町一丁目 下泉町二丁目 | 高庭地、上泉東、高柳、高柳下、岸の上、岸の上第一、岸の上団地、東原、下泉吹上、下泉常久 | <ul style="list-style-type: none"> 泉川小学校 泉川中学校 泉川公民館 瀬戸会館 新居浜商業高校 |
| 金子 | <ul style="list-style-type: none"> 城下町 庄内町一丁目 庄内町二丁目 庄内町三丁目 庄内町四丁目 庄内町五丁目 庄内町六丁目 八雲町 田所町 | 城下、庄内、東庄内、八雲、田所 | <ul style="list-style-type: none"> ウイメンズプラザ 新居浜高専 南中学校(2階以上) 地域交流センター(2階以上) |
| 新居浜 | <ul style="list-style-type: none"> 新須賀町一丁目 新須賀町二丁目 新須賀町三丁目 新須賀町四丁目 菊本町一丁目 菊本町二丁目 | 新須賀、西新須賀、昭七、旭、東町 | <ul style="list-style-type: none"> 新居浜小学校 新居浜公民館(2階以上) |
| 高津 | <ul style="list-style-type: none"> 南小松原町 沢津町一丁目 沢津町二丁目 沢津町三丁目 清水町 宇高町三丁目 | 南小松原、沢津、北小松原、宇高 | <ul style="list-style-type: none"> 高津小学校 東中学校 高津公民館 |
| 浮島 | <ul style="list-style-type: none"> 松の木町 宇高町四丁目 八幡二丁目 八幡三丁目 | 松の木、浮島、(宇高) | <ul style="list-style-type: none"> 浮島小学校 川東高齢者福祉センター(2階以上) |
| 垣生 | <ul style="list-style-type: none"> 垣生五丁目 垣生六丁目 | 町北西、町中 | <ul style="list-style-type: none"> 垣生小学校 垣生公民館 |

1 浸水に対する避難勧告等の対象区域

別表1(2) 平成16年の台風災害において東川及び尻無川の氾濫により床上浸水が生じた区域

| 校区 | 対象区域 | 該当自治会 | 指定緊急避難場 |
|--------------|--|--------------------------|-------------------------------------|
| 角野 | ・中村三丁目 | 三軒屋 | ・中萩中学校 |
| 泉川 | ・松木町 | 松木坂井 | ・泉川小学校 ・泉川中学校 ・泉川公民館 ・瀬戸会館 |
| 金栄(尻無川より東側) | ・坂井町一丁目 ・庄内町四丁目 | 駅前、政枝、高木 | ・ウイメンズプラザ |
| 金栄(尻無川と東川の間) | ・横水町 ・政枝町 ・政枝町 ・高木町 | 横水、政枝、高木 | ・ふれあいプラザ |
| 金栄(東川より西側) | ・滝の宮町 ・西の土居町一丁目 ・西の土居町二丁目 | 横水、滝の宮、西の土居 | ・惣開小学校 ・金栄小学校(2階以上) |
| 金子(尻無川より東側) | ・庄内町一丁目 | 庄内、八雲 | ・ウイメンズプラザ |
| 金子(尻無川と東川の間) | ・久保田町一丁目 ・久保田町二丁目 ・久保田町三丁目 ・一宮町一丁目 ・一宮町二丁目 | 久保田、一宮 | ・ふれあいプラザ ・金子小学校(2階以上) |
| 金子(東川より西側) | ・江口町 | 江口 | ・西中学校 ・惣開小学校 |
| 惣開 | ・北新町 | 中新田 | |
| 宮西 | ・宮西町 ・泉宮町 ・泉池町 ・中須賀町一丁目 ・中須賀町二丁目 ・西町 | 宮西泉宮、泉池、南銀泉街、銀泉街北、中須賀、西町 | ・北中学校 ・文化振興会館 ・宮西小学校(2階以上) |
| 新居浜 | ・港町 | 東町、大江 | |

1 浸水に対する避難勧告等の対象区域

別表1(3) 渦井川沿いの低地

| 校区 | 対象区域 | 該当自治会 | 指定緊急避難場 |
|--------------|----------------------------|------------------|-------------------------------|
| 大生院(渦井川より東側) | ・栗林 ・上本郷 ・下本郷 ・喜来 | 落合、上本郷西、 下本郷西 | ・大生院小学校 ・大生院中学校 ・大生院公民館 |
| 大生院(渦井川より西側) | ・銀杏の木 ・岸影 | 上本郷西、岸影 | |

1 浸水に対する避難勧告等の対象区域

別表1(4) 阿島川沿いの低地及び荷内川沿いの低地

| 校区 | 対象区域 | 該当自治会 | 指定緊急避難場 |
|-----|----------------|------------------|------------------------------|
| 多喜浜 | ・阿島二丁目 ・荷内町 | 東浜、阿島、阿島 上、荷内 | ・多喜浜小学校 (校舎のみ) ・多喜浜公民館 |

2 高潮に対する避難勧告等の対象区域

別表2(1) 川西地区の敷島通りより海側の区域(沿岸の埋立地及び尻無川の東側及び若水町一丁目を除く)

| 校区 | 対象区域 | 該当自治会 | 指定緊急避難場所 |
|-----|--|--------------------------------|--------------------------------------|
| 新居浜 | ・港町 ・若水町二丁目 | 東須賀、東町、大江、 若水 | ・宮西小学校 ・北中学校 ・金子小学校 ・文化振興会館 |
| 宮西 | ・西町 ・泉池町 ・中須賀町二丁目 ・西原町一丁目 ・西原町二丁目 ・西原町三丁目 | 西町、泉池、銀泉街 北、南銀泉街、中須 賀、西原 | |

2 高潮に対する避難勧告等の対象区域

別表2(2) 高潮浸水想定区域(第二室戸台風を西へ270kmスライド、潮位3.5m、破堤なし(H27.1高松港湾空港技術調査事務所)

| 校区 | 対象区域 | 該当自治会 | 指定緊急避難場所 |
|-------------|--|--|---|
| 新居浜(尻無川の東側) | <ul style="list-style-type: none"> ・菊本町一丁目 ・菊本町二丁目 ・新須賀町二丁目 ・新須賀町三丁目 ・大江町 | 昭七、新須賀、西新須賀、東町 | <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜高専 ・新居浜小学校(2階以上) |
| 新居浜(尻無川の西側) | <ul style="list-style-type: none"> ・港町 ・若水町一丁目 ・若水町二丁目 | 東町、東須賀、大江、若水 | <ul style="list-style-type: none"> ・金子小学校 ・文化振興会館 ・宮西小学校(2階以上) |
| 宮西 | <ul style="list-style-type: none"> ・西町 ・泉池町 ・泉宮町 ・宮西町 ・徳常町 ・中須賀町一丁目 ・中須賀町二丁目 ・西原町一丁目 ・西原町二丁目 ・西原町三丁目 | 西町、銀泉街、南銀泉街、泉池、宮西泉宮、徳常、中須賀、西原 | <ul style="list-style-type: none"> ・北中学校(2階以上) ・新居浜西高校(2階以上) |
| 金子 | <ul style="list-style-type: none"> ・江口町 | 江口 | <ul style="list-style-type: none"> ・惣開小学校 ・西中学校(2階以上) ・若宮小学校(2階以上) |
| 惣開 | <ul style="list-style-type: none"> ・北新町 ・前田町 ・河内町 | 中新田、河内、前田荘 | <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜工業高校(2階以上) ・惣開公民館(2階以上) |
| 若宮 | <ul style="list-style-type: none"> ・新田町一丁目 ・新田町二丁目 ・新田町三丁目 ・惣開町 ・磯浦町 | 新田東、新田西、磯浦町1区 | <ul style="list-style-type: none"> ・惣開公民館(2階以上) |
| 高津 | <ul style="list-style-type: none"> ・清水町 ・沢津町三丁目 | 沢津 | <ul style="list-style-type: none"> ・高津小学校、東中学校、高津公民館 |
| 浮島 | <ul style="list-style-type: none"> ・松の木町 ・宇高町四丁目 ・八幡一丁目 ・八幡二丁目 ・八幡三丁目 | 松の木、浮島、(宇高) | <ul style="list-style-type: none"> ・高津小学校 ・浮島小学校(2階以上) |
| 垣生 | <ul style="list-style-type: none"> ・垣生一丁目 ・垣生二丁目 ・垣生三丁目 ・垣生四丁目 ・垣生五丁目 ・垣生六丁目 ・長岩町 | 町北西、町北東、町中、町南、小路、大西、中西、山端中東、山端大東一、山端大東二、浜中、中津第1、中津第2、東鳥端、西鳥端 | <ul style="list-style-type: none"> ・神郷小学校 ・垣生小学校(2階以上) |
| 神郷 | <ul style="list-style-type: none"> ・田の上三丁目 ・田の上四丁目 ・松神子二丁目 ・松神子三丁目 ・松神子四丁目 ・楠崎一丁目 | 田の上、松神子、松神子団地、江の口、多ノ坪、東楠崎 | <ul style="list-style-type: none"> ・神郷小学校 ・川東中学校 ・神郷公民館 |
| 多喜浜 | <ul style="list-style-type: none"> ・多喜浜一丁目 ・多喜浜二丁目 ・多喜浜三丁目 ・多喜浜四丁目 ・多喜浜五丁目 ・多喜浜六丁目 ・黒島一丁目 ・黒島二丁目 ・阿島一丁目 ・阿島二丁目 ・阿島三丁目 ・荷内町 | 白浜、白浜マンション、新田、東浜、黒島、阿島、荷内 | <ul style="list-style-type: none"> ・東浜公園 ・三喜浜公園 ・黒島海浜公園 ・多喜浜小学校(2階以上) |
| 大島 | <ul style="list-style-type: none"> ・大島全域 | 上之町、中之町、築之町、西之町、宮西町 | <ul style="list-style-type: none"> ・大島交流センター(2階以上) |

3 津波に対する避難勧告等の対象区域

別表3(1) 津波浸水想定区域(南海トラフ巨大地震、潮位3.4m、破堤あり(H25.12愛媛県地震被害想定調査))

| 校区 | 対象区域 | 該当自治会 | 指定緊急避難場所 |
|-------------|--|--|---|
| 新居浜(尻無川の東側) | <ul style="list-style-type: none"> ・菊本町一丁目 ・菊本町二丁目 ・新須賀町二丁目 ・新須賀町三丁目 | 昭七、旭、新須賀、西新須賀、東町 | <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜高専 ・新居浜小学校(2階以上) |
| 新居浜(尻無川の西側) | <ul style="list-style-type: none"> ・港町 ・若水町一丁目 ・若水町二丁目 | 東町、東須賀、大江、若水 | |
| 宮西 | <ul style="list-style-type: none"> ・西町 ・泉池町 ・泉宮町 ・宮西町 ・徳常町 ・中須賀町一丁目 ・中須賀町二丁目 ・西原町一丁目 ・西原町二丁目 ・西原町三丁目 | 西町、銀泉街、南銀泉街、泉池、宮西泉宮、徳常、中須賀、西原 | <ul style="list-style-type: none"> ・金子小学校 ・文化振興会館 ・宮西小学校(2階以上) ・北中学校(2階以上) ・新居浜西高校(2階以上) |
| 金子 | <ul style="list-style-type: none"> ・江口町 | 江口 | |
| 惣開 | <ul style="list-style-type: none"> ・北新町 ・前田町 ・河内町 | 中新田、北新町団地、ミナス北泉、河内、前田荘 | <ul style="list-style-type: none"> ・惣開小学校 ・西中学校(2階以上) ・若宮小学校(2階以上) |
| 若宮 | <ul style="list-style-type: none"> ・新田町一丁目 ・新田町二丁目 ・新田町三丁目 ・惣開町 ・王子町 ・磯浦町 | 新田東、新田西、鉦山王子アパート、王子町、磯浦町1区、磯浦町第2区、磯浦団地、王子アパート | <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜工業高校(2階以上) ・惣開公民館(2階以上) |
| 高津 | <ul style="list-style-type: none"> ・清水町 ・沢津町一丁目 ・沢津町二丁目 ・沢津町三丁目 ・宇高町三丁目 ・宇高町五丁目 | 沢津、北小松原、宇高 | <ul style="list-style-type: none"> ・高津小学校 ・東中学校 ・新居浜東高校 ・高津公民館 |
| 浮島 | <ul style="list-style-type: none"> ・松の木町 ・宇高町四丁目 ・八幡一丁目 ・八幡二丁目 ・八幡三丁目 | 松の木、浮島、(宇高) | <ul style="list-style-type: none"> ・高津小学校 ・浮島小学校(2階以上) |
| 垣生 | <ul style="list-style-type: none"> ・垣生一丁目 ・垣生二丁目 ・垣生三丁目 ・垣生四丁目 ・垣生五丁目 ・垣生六丁目 ・長岩町 | 町北西、町北東、町中、町南、小路、大西、中西、山端中東、山端大東一、山端大東二、浜中、中津第1、中津第2、東鳥端、西鳥端 | <ul style="list-style-type: none"> ・神郷小学校 ・垣生小学校(2階以上) |
| 神郷 | <ul style="list-style-type: none"> ・田の上一丁目 ・田の上二丁目 ・田の上三丁目 ・田の上四丁目 ・松神子一丁目 ・松神子二丁目 ・松神子三丁目 ・松神子四丁目 ・又野一丁目 ・又野三丁目 ・楠崎一丁目 | 田の上、松神子、松神子団地、江の口、多ノ坪、又野、西楠崎、東楠崎 | <ul style="list-style-type: none"> ・神郷小学校 ・川東中学校 ・神郷公民館 |
| 多喜浜 | <ul style="list-style-type: none"> ・多喜浜一丁目 ・多喜浜二丁目 ・多喜浜三丁目 ・多喜浜四丁目 ・多喜浜五丁目 ・多喜浜六丁目 ・黒島一丁目 ・黒島二丁目 ・阿島一丁目 ・阿島二丁目 ・阿島三丁目 ・荷内町 | 白浜、白浜マンション、新田、東浜、黒島、阿島、切抜、荷内 | <ul style="list-style-type: none"> ・東浜公園 ・三喜浜公園 ・黒島海浜公園 ・多喜浜小学校(2階以上) |
| 大島 | <ul style="list-style-type: none"> ・大島全域 | 上之町、中之町、築之町、西之町、宮西町 | <ul style="list-style-type: none"> ・大島交流センター(2階以上) |

海上保安部所属船艇要目

1 巡視艇

(令和3年3月現在)

| 所 属 | 船 艇 名 | 船艇型 | 総トン数 |
|----------------|-------|--------|------|
| 松 山 海上保安部 | いよ | PM500t | 650 |
| | おきなみ | PC23m | 64 |
| | いよざくら | CL20m | 26 |
| 今 治 海上保安部 | いよなみ | PC35m | 110 |
| | せとぎり | PC35m | 110 |
| | いまかぜ | CL20m | 26 |
| 新居浜海上保安署 | はまぎく | CL20m | 26 |
| 宇 和 島 海上保安部 | たかつき | PS130t | 114 |
| | おいつかぜ | CL20m | 26 |

2 監視取締艇

| 所 属 | 船 艇 名 | 総トン数 |
|----------------|--------|------|
| 松 山 海上保安部 | で ね ぶ | 5 |
| 今 治 海上保安部 | り べ ら | 2 |
| 新 居 浜 海上保安署 | ふれあです | 6 |
| 宇 和 島 海上保安部 | けんたうるす | 5 |

海上保安庁所属航空機要目

| 所 属 | 型 式 | 番 号 | 座席数 |
|--------|------------|-------|-----|
| 広島航空基地 | アグスタ139型 | MH962 | 15席 |
| | | MH963 | 15席 |
| | シコルスキー76D型 | MH921 | 14席 |

注) 各海上保安部からの派遣要請により随時派遣される。

東予地区排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。)第43条の6第1項の協議会として、東予地区(今治海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域)において、大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)の排出事故が発生した場合の油の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携し、その連携を推進すること及び広域防除活動の連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「東予地区排出油等防除協議会」(以下「地区協議会」という)。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

(1)排出油等防除マニュアルの作成

イ 情報の共有

ロ 人員、施設、器材の動員、輸送

ハ 出動船艇相互間の通信連絡

ニ その他必要事項

(2)排出油等防除に必要な施設、器材の整備推進

(3)排出油等防除に関する研修及び訓練

(4)排出油等防除活動の連携の推進

(5)排出油等の処理剤の使用に関する事項

その他排出油等の防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、今治海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会員は、今治海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。

5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。

6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するもののうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議として会長が招集する。

2 定例会議は、原則として年1回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の提出)

第6条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出するものとする。なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、その都度会長に通報するものとする。

(1)施設、器材の整備、保有状況

(2)情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)

(3)その他必要事項

2 会長は、前項の資料をとりまとめたうえ、各会員に提供するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規程による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの機関の個有の指揮系統のもと実施するものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第10条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東予地区(今治海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域)に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練(図上演習を含む)を行うものとする。

(求償事務)

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第13条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは、病気にかかり、又は廃失となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第14条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(協議)

第15条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、今治海上保安部警備救難課において行う。

付則

この会則は、昭和50年1月29日から施行する。

平成8年9月25日改正(協議会名、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく協議会とするため等の改正)

平成10年6月13日改正(第7条、出動要請の改正)

平成19年6月19日改正(排出油等の防除に関する協議会の設置及び運営についての改正)

東予地区排出油等防除協議会会員名簿

令和3年4月1日現在

| No. | 会 員 名 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|-----|-------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 1 | 今 治 海 上 保 安 部 | 今治市南大門町1-3-1 NTT今治ビル新棟 | 0898-22-0118 |
| 2 | 新 居 浜 海 上 保 安 署 | 新居浜市西原町二丁目7番55号 | 0897-32-0118 |
| 3 | 愛 媛 県 東 予 地 方 局 | 西条市喜多川796番地の1 | 0897-56-1300 |
| 4 | 東 予 地 方 局 今 治 支 局 | 今治市旭町一丁目4-9 | 0898-23-2500 |
| 5 | 新居浜市市民環境部危機管理課 | 新居浜市一宮町一丁目5番1号 | 0897-65-1282 |
| 6 | 新 居 浜 港 務 局 | 新居浜市繁本町3番5号 | 0897-65-1350 |
| 7 | 西 条 市 | 西条市明屋敷164番地 | 0897-56-5151 |
| 8 | 四 国 中 央 市 | 四国中央市三島紙屋町6番45号 | 0896-28-6077 |
| 9 | 今 治 市 | 今治市片原町一丁目100番地3 | 0898-22-4120 |
| 10 | 上 島 町 消 防 本 部 | 越智郡上島町弓削下弓削1037番地 | 0897-77-4118 |
| | 上 島 町 | 越智郡上島町弓削下弓削1037番地 | 0897-77-4118 |
| 11 | 四 国 中 央 警 察 署 | 四国中央市三島中央五丁目4番20号 | 0896-24-0110 |
| 12 | 新 居 浜 警 察 署 | 新居浜市久保田町三丁目9番8号 | 0897-35-0110 |
| 13 | 西 条 警 察 署 | 西条市新田133番地1 | 0897-56-0110 |
| 14 | 西 条 西 警 察 署 | 西条市周布349番地1 | 0898-64-0110 |
| 15 | 今 治 警 察 署 | 今治市旭町一丁目4番地2 | 0898-34-0110 |
| 16 | 伯 方 警 察 署 | 今治市伯方町木浦甲4639番地1 | 0897-72-0110 |
| 17 | 新 居 浜 市 消 防 本 部 | 新居浜市一宮町一丁目5番1号 | 0897-34-0119 |
| 18 | 西 条 市 消 防 本 部 | 西条市新田183番地1 | 0897-56-0250 |
| 19 | 四 国 中 央 市 消 防 本 部 | 四国中央市中曾根町500番地 | 0896-28-9119 |
| 20 | 今 治 市 消 防 本 部 | 今治市南宝来町二丁目1番地1 | 0898-32-6666 |
| 21 | 太 陽 石 油 (株) 四 国 事 業 所 | 今治市菊間町種4070番地2 | 0898-54-2500 |
| 22 | 波 方 タ ー ミ ナ ル 株 式 会 社 | 今治市波方町宮崎甲600番地 | 0898-52-2001 |
| 23 | 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物 資源機構菊間国家石油備蓄基地 | 今治市菊間町種4642番地1 | 0898-54-2929 |
| 24 | 住友共同電力(株)壬生川火力発電所 | 西条市北条962番地10 | 0898-64-3430 |
| 25 | 大 王 製 紙 (株) 三 島 工 場 | 四国中央市紙屋町5番1号 | 0896-23-9035 |

| No. | 会 員 名 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|-----|-------------------------|---------------------------|--------------|
| 26 | 丸 住 製 紙 株 式 会 社 | 四国中央市川之江町826番地 | 0896-57-2222 |
| 27 | 住友化学株式会社愛媛工場 | 新居浜市惣開町5番1号 | 0897-37-1764 |
| 28 | 住友金属鉱山(株)別子事業所 | 新居浜市西原町三丁目5番3号 | 0897-37-4819 |
| 29 | 株式会社クラレ西条事業所 | 西条市朔日市892番地 | 0897-56-1150 |
| 30 | 四国電力(株)火力本部西条発電所 | 西条市喜多川853番地 | 0897-56-0260 |
| 31 | 今治石油貯蔵組合(理事 東石(株)) | 今治市恵美須町1-1-10(東石(株)内) | 0898-23-3721 |
| 32 | 愛媛造船サービス株式会社 | 今治市波止浜四丁目1番15号 | 0898-41-9747 |
| 33 | 内海曳船(株)松山出張所 | 松山市海岸通1455番地11 | 089-951-2125 |
| 34 | 日本サルヴェージ(株)今治営業所 | 今治市恵美須町1-4-11 ポートサイトビル301 | 0898-23-6460 |
| 35 | 全国内航タンカー海運組合四国支部 | 松山市永代町13番地 松山第2電気ビル3階 | 089-943-6630 |
| 36 | 全日本内航船主海運組合四国支部 | 松山市永代町13番地 松山第2電気ビル3階 | 089-943-6630 |
| 37 | 住友重機械工業(株)愛媛製造所新居浜工場 | 新居浜市惣開町5番2号 | 0897-32-6211 |
| 38 | 新居浜地区海運組合 | 新居浜市西原町二丁目7番21号 | 0897-37-2475 |
| 39 | 森実運輸株式会社 | 新居浜市惣開町2番13号 | 0897-32-6122 |
| 40 | 日本通運(株)新居浜支店 | 新居浜市多喜浜六丁目10番3号 | 0897-46-2294 |
| 41 | 日本通運(株)今治事業所 | 今治市富田新港一丁目1-5 | 0898-48-6900 |
| 42 | 新居浜油槽所連合会 (理事・(株)天宗) | 新居浜市港町23番1号 | 0897-33-5536 |
| 43 | 今治・越智地区漁業協同組合協議会 | 今治市恵美須町一丁目4の3 | 0898-32-6708 |
| 44 | 今治地区海運組合 | 今治市片原町一丁目100番地3 | 0898-24-1383 |
| 45 | (株)四 阪 製 錬 所 | 新居浜市西原町三丁目5番3号 | 0897-34-6820 |
| 46 | 日 本 興 運 (株) | 四国中央市三島紙屋町6番45号 | 0896-24-2550 |
| 47 | 一宮運輸(株) 四国支社 今治支店 | 今治市富田新港1-1-6 | 0898-48-3366 |
| 48 | 太陽テクノサービス株式会社 | 今治市菊間町種4070番地2 | 0898-54-4800 |
| 49 | 浜 栄 海 事 株 式 会 社 | 新居浜市西原町二丁目7番63号 | 0897-37-1234 |
| 50 | 大 王 海 運 (株) | 四国中央市三島紙屋町7-35 | 0896-24-9220 |
| 51 | ト ク ワ カ 商 事 (株) | 四国中央市村松町882番地 | 0896-24-4460 |
| 52 | (株)丸和石油事業所 | 四国中央市三島紙屋町292番地28 | 0896-24-4470 |

排出油等防除資機材保有一覧表

令和3年3月31日現在

| 会 員 名 | オイルフェンス | 油処理剤 | 油吸着剤 | 作 業 船 艇 等 |
|--------------------------|-----------|------|---------|--|
| 新居浜海上保安署 | B型 100m | 846L | 203.5kg | 巡視艇1隻、監視取締艇1隻 |
| 愛媛県東予地方局 | | | 375kg | 液体化学消化剤及び油吸着材は新居浜市消防本部に保管 |
| 新居浜港務局 | B型 220m | 387L | 207kg | |
| 新居浜市消防本部 | B型 100m | | 51.5kg | O.F. は新居浜市水防倉庫に保管 |
| 住友共同電力(株) 壬生川火力発電所 | A型 460m | 342L | 338kg | |
| 住友化学(株) 愛媛工場 | B型 540m | 180L | 725kg | 新居浜地区 O.F. 展張船1隻(エスポワールⅢ5.5t) |
| | B型 540m | | | 新居浜地区共同防災協議会 液体化学消火剤41.5k1(大型化学高所放水車2.5、泡搬送車4、県泡タンク35) |
| | B型 1,450m | 980L | 550kg | 菊本地区 O.F. は防災資機材庫、東海岸巻取機に保管、液体化学消火剤12k1、粉末化学消火剤1,000kg |
| | B型 400m | 306L | 450kg | 大江地区 O.F. は大江バース巻取機に保管、液体化学消火剤7.8k1 |
| 住友金属鉱山(株) 別子事業所 | | 684L | 438kg | 別子事業所 |
| | A型 300m | 396L | 75kg | 東予工場 |
| | A型 1,200m | 288L | 310kg | 住鉱物流 タグボート1隻(いずみ192トン) |
| 住友重機械工業(株) 愛媛製造所新居浜工場 | 60m | 180L | | 交通船兼作業船(住重新居浜1.3トン) |
| 新居浜油槽所連合会 (理事・株天宗) | B型 160m | 234L | 30kg | |
| 浜栄海事(株) | A型 100m | | | O.F. は浜栄海運(株)倉庫内保管、作業船1隻(港丸5t) |

石油コンビナート等防災計画

| 石油コンビナート区域防災体制に関する計画 | | 第1次 防 災 体 制 | 第2次 防 災 体 制 |
|---|--|---|---|
| 防炎体制 防災機関等 | 通報伝達系統及び主要通報事項 | 第1次 防 災 体 制 | 第2次 防 災 体 制 |
| 発 災 事 業 所 | <p>先 通 報 事 項</p> <p>消防本部 (通信指令課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業所 <ul style="list-style-type: none"> 共同防災協議会 応援協定事業所 災害場所 (工場名、対象物名) <ul style="list-style-type: none"> 災害種別 (火災、爆発、ガス漏えい、危険物等流出等) 災害の状況 応援協定事業所に対する要請の状況、又は要請の要否 <p>誘導員の配置</p> <p>連絡員の配置</p> <p>広報及び警戒員の配置</p> | <p>発災事業所自衛消防隊現場指揮所を配置し防災活動を実施する。</p> <p>消防現場付近に発災事業所自衛消防隊現場指揮所を配置し防災活動を実施する。</p> <p>消防現場本部最高指揮者に現況を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害状況 応急対策状況 その他防災対策上必要とする事項 <p>消防現場本部設置以後は、消防現場本部の指揮統括下で防災活動を行う。</p> <p>発災事業所現場最高指揮者は、発災事業所における防災対策事情を把握の上消防現場本部に対して、防災活動上必要な事項について積極的な助言と補佐を行う。</p> | <p>発災事業所防災計画による。</p> <p>消防現場本部の指示により防災活動に必要な資機材を増強調達する。</p> <p>消防現場本部の指示により他市町村等の応援隊に対する受援体制を確立する。</p> |
| 新居浜地区共同防災協議会 | <p>発災事業所</p> <p>消防本部 (通信指令課)</p> <p>新居浜地区共同防災協議会</p> <p>(要請) 新居浜地区共同防災協議会 (連絡)</p> | <p>新居浜地区共同防災協議会における出動計画による。</p> <p>消防現場本部へ到着の旨報告を行う。(消防現場本部が未設置の場合は発災事業所自衛消防隊現場指揮所とする。)</p> <p>消防現場本部設置以後は、消防現場本部の指揮統括下で防災活動を行う。</p> | <p>新居浜地区共同防災協議会防災計画による。</p> |
| 住友金属山k.k 別子事業所 住友化学k.k 愛媛工場 新居浜地区 大江・菊本地区 住友重機械工業k.k 愛媛製造所 新居浜工場 住友共同電力k.k 日本エアーエントエルk.k 愛媛工場 | <p>発災事業所</p> <p>消防本部 (通信指令課)</p> <p>応援協定事業所</p> <p>(要請) 応援協定事業所 (連絡)</p> | <p>応援事業所における出動計画による。</p> <p>消防現場本部へ到着の旨報告を行う。(消防現場本部が未設置の場合は発災事業所自衛消防隊現場指揮所とする。)</p> <p>消防現場本部設置以後は、消防現場本部の指揮統括下で防災活動を行う。</p> | <p>応援協定事業所防災計画による。</p> |
| 新居浜市消防本部 | <p>新居浜警察署</p> <p>新居浜海上保安署 (海上災害に関する場合)</p> <p>新居浜地区共同防災協議会</p> <p>応援協定事業所</p> <p>川西地区消防分団 (消防現場本部からの指令による)</p> <p>川東地区消防分団</p> <p>上部地区消防分団</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部 (概況判明後)</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部</p> <p>東予広域消防相互応援協定市町村</p> | <p>消防本部署火災出動要綱による。</p> <p>発災事業所正門に幹部隊員を配置し、消防団に対し消防現場本部からの指令伝達による。(消防団の出動を要しない場合は連絡員を配置しない。)</p> <p>発災事業所自衛消防隊現場指揮所附近に消防現場本部を設置し、全出動消防隊を指揮統括する。(指揮統括は出動各消防隊の隊長を通して行う。)</p> <p>発災現場付近等に現地連絡所を設置し、発災事業所からの災害情報の収集、関係機関との情報共有を行う。</p> <p>発災事業所自衛消防隊現場最高指揮者からの報告と助言を得て対応消防力を決定し、それぞれ指令を行う。</p> <p>1. 特命出動の要否決定と指令 2. 新居浜地区共同防災協議会、応援協定事業所消防隊出動要請の要否決定と指令 3. 消防隊出動の要否決定と指令 4. その他消防体制を確立するために必要とする事項の決定と指令</p> <p>注、災害対応上第2次防炎体制への移行を必要とする場合は、第1次防炎体制において市内全消防力を出動配備する事を原則とする。</p> | <p>消防現場本部</p> <p>消防現場本部の決定</p> <p>市災害対策本部設置受援体制措置報告</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部へ受援報告</p> <p>1) 災害状況 2) 第2次防炎体制を必要とする理由 3) 応援要請市町村</p> <p>4) 補給を必要とする防災資機材</p> <p>東予広域消防相互応援協定市町の要請先を決定する。</p> <p>1) 災害状況 2) 要請理由 3) 応援隊の種別と数 4) 応援隊の集結場所 5) 応援隊の誘導方法 6) その他</p> |
| 北川南消防署 | <p>北消防署</p> <p>川東消防署</p> <p>川南消防署</p> <p>同 上 (第2次防炎体制) 北消防署</p> <p>同 上 (総合防炎体制) 愛媛県石油コンビナート等防災本部 (消防現場本部)</p> | <p>消防現場本部の配置</p> <p>消防現場本部設置</p> <p>現地連絡所の設置</p> <p>消防体制の決定</p> <p>災害状況報告</p> | <p>消防現場本部</p> <p>消防現場本部の決定</p> <p>市災害対策本部設置受援体制措置報告</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部へ受援報告</p> <p>1) 災害状況 2) 第2次防炎体制を必要とする理由 3) 応援要請市町村</p> <p>4) 補給を必要とする防災資機材</p> <p>東予広域消防相互応援協定市町の要請先を決定する。</p> <p>1) 災害状況 2) 要請理由 3) 応援隊の種別と数 4) 応援隊の集結場所 5) 応援隊の誘導方法 6) その他</p> |
| 新居浜市消防本部 | <p>新居浜警察署</p> <p>新居浜海上保安署 (海上災害に関する場合)</p> <p>新居浜地区共同防災協議会</p> <p>応援協定事業所</p> <p>川西地区消防分団 (消防現場本部からの指令による)</p> <p>川東地区消防分団</p> <p>上部地区消防分団</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部 (概況判明後)</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部</p> <p>東予広域消防相互応援協定市町村</p> | <p>消防現場本部の配置</p> <p>消防現場本部設置</p> <p>現地連絡所の設置</p> <p>消防体制の決定</p> <p>災害状況報告</p> | <p>消防現場本部</p> <p>消防現場本部の決定</p> <p>市災害対策本部設置受援体制措置報告</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部へ受援報告</p> <p>1) 災害状況 2) 第2次防炎体制を必要とする理由 3) 応援要請市町村</p> <p>4) 補給を必要とする防災資機材</p> <p>東予広域消防相互応援協定市町の要請先を決定する。</p> <p>1) 災害状況 2) 要請理由 3) 応援隊の種別と数 4) 応援隊の集結場所 5) 応援隊の誘導方法 6) その他</p> |
| 北川南消防署 | <p>北消防署</p> <p>川東消防署</p> <p>川南消防署</p> <p>同 上 (第2次防炎体制) 北消防署</p> <p>同 上 (総合防炎体制) 愛媛県石油コンビナート等防災本部 (消防現場本部)</p> | <p>消防現場本部の配置</p> <p>消防現場本部設置</p> <p>現地連絡所の設置</p> <p>消防体制の決定</p> <p>災害状況報告</p> | <p>消防現場本部</p> <p>消防現場本部の決定</p> <p>市災害対策本部設置受援体制措置報告</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部へ受援報告</p> <p>1) 災害状況 2) 第2次防炎体制を必要とする理由 3) 応援要請市町村</p> <p>4) 補給を必要とする防災資機材</p> <p>東予広域消防相互応援協定市町の要請先を決定する。</p> <p>1) 災害状況 2) 要請理由 3) 応援隊の種別と数 4) 応援隊の集結場所 5) 応援隊の誘導方法 6) その他</p> |
| 新居浜市消防本部 | <p>新居浜警察署</p> <p>新居浜海上保安署 (海上災害に関する場合)</p> <p>新居浜地区共同防災協議会</p> <p>応援協定事業所</p> <p>川西地区消防分団 (消防現場本部からの指令による)</p> <p>川東地区消防分団</p> <p>上部地区消防分団</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部 (概況判明後)</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部</p> <p>東予広域消防相互応援協定市町村</p> | <p>消防現場本部の配置</p> <p>消防現場本部設置</p> <p>現地連絡所の設置</p> <p>消防体制の決定</p> <p>災害状況報告</p> | <p>消防現場本部</p> <p>消防現場本部の決定</p> <p>市災害対策本部設置受援体制措置報告</p> <p>愛媛県石油コンビナート等防災本部へ受援報告</p> <p>1) 災害状況 2) 第2次防炎体制を必要とする理由 3) 応援要請市町村</p> <p>4) 補給を必要とする防災資機材</p> <p>東予広域消防相互応援協定市町の要請先を決定する。</p> <p>1) 災害状況 2) 要請理由 3) 応援隊の種別と数 4) 応援隊の集結場所 5) 応援隊の誘導方法 6) その他</p> |

石油コンビナート区域防災体制に関する計画

| 防災機関等 | | 防炎体制 | | 第2次防炎体制 | | 第1次防炎体制 | |
|---------|----------------------|---|---------------|--|--|--|---------------------|
| 新居浜市消防団 | 川西地区 川東地区 上部地区 | 新居浜東分団 新居浜西分団 金子東分団 金子南分団 金子西分団 高神 神埋 大書 大生 中萩 院萩 野川 木山 別子 | 消防本部 通信指令課 | 隊令 出動の確認 現場の確保 災害現場の指揮 防炎部署等の確認 集結場所の確保 現場到着報告 防炎活動 | 消防本部署火災出動要綱による。 消防署・消防団のサイレン吹鳴により出動する。 サイレン吹鳴により車載無線を開設して災害現場を確認する。 出動途上無線指令による防炎部署等を確保する。 (無線指令のない場合は集結場所まで待機する。) 発災事業所正門で連絡員の指示を受け待機する。 (特に待機場所を指定された場合を除く。) 発災事業所正門に到着した各隊長は副団長に現場到着報告を行う。 (副団長が不在の場合は連絡員に対して行う。) 消防現場本部より指令に基づき、副団長の指揮統轄下で防炎活動を行う。 但し副団長が不在の場合は消防現場本部で指命する幹部団員とする。 | 北消防署 金子西分団 川東分署 多喜浜分団 高津分団 大島分団 南消防署 大生院分団 船木分団 中萩分団 角野分団 別子山分団 | 第1次防炎体制による 他右による |
| 新居浜市消防団 | 川西地区 川東地区 上部地区 | 新居浜東分団 新居浜西分団 金子東分団 金子南分団 金子西分団 高神 神埋 大書 大生 中萩 院萩 野川 木山 別子 | 消防本部 通信指令課 | 隊令 出動の確認 現場の確保 災害現場の指揮 防炎部署等の確認 集結場所の確保 現場到着報告 防炎活動 | 消防本部署火災出動要綱による。 消防署・消防団のサイレン吹鳴により出動する。 サイレン吹鳴により車載無線を開設して災害現場を確認する。 出動途上無線指令による防炎部署等を確保する。 (無線指令のない場合は集結場所まで待機する。) 発災事業所正門で連絡員の指示を受け待機する。 (特に待機場所を指定された場合を除く。) 発災事業所正門に到着した各隊長は副団長に現場到着報告を行う。 (副団長が不在の場合は連絡員に対して行う。) 消防現場本部より指令に基づき、副団長の指揮統轄下で防炎活動を行う。 但し副団長が不在の場合は消防現場本部で指命する幹部団員とする。 | 北消防署 金子西分団 川東分署 多喜浜分団 高津分団 大島分団 南消防署 大生院分団 船木分団 中萩分団 角野分団 別子山分団 | 第2次防炎体制による 他右による |
| 新居浜市消防団 | 川西地区 川東地区 上部地区 | 新居浜東分団 新居浜西分団 金子東分団 金子南分団 金子西分団 高神 神埋 大書 大生 中萩 院萩 野川 木山 別子 | 消防本部 通信指令課 | 隊令 出動の確認 現場の確保 災害現場の指揮 防炎部署等の確認 集結場所の確保 現場到着報告 防炎活動 | 消防本部署火災出動要綱による。 消防署・消防団のサイレン吹鳴により出動する。 サイレン吹鳴により車載無線を開設して災害現場を確認する。 出動途上無線指令による防炎部署等を確保する。 (無線指令のない場合は集結場所まで待機する。) 発災事業所正門で連絡員の指示を受け待機する。 (特に待機場所を指定された場合を除く。) 発災事業所正門に到着した各隊長は副団長に現場到着報告を行う。 (副団長が不在の場合は連絡員に対して行う。) 消防現場本部より指令に基づき、副団長の指揮統轄下で防炎活動を行う。 但し副団長が不在の場合は消防現場本部で指命する幹部団員とする。 | 北消防署 金子西分団 川東分署 多喜浜分団 高津分団 大島分団 南消防署 大生院分団 船木分団 中萩分団 角野分団 別子山分団 | 第1次防炎体制による 他右による |

協定等一覧表(区分別)

| 区分 | No. | 件数 | 協定名称 | 協定締結先 | 協定締結年月日 | 具体的な応援内容 |
|----------|-----|----|--------------------------------|----------------------|------------------------------------|--|
| 物資・資機材調達 | 1 | 1 | 災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書 | 新居浜石油業協同組合 | 平成17年12月5日 | 災害時における車両用燃料及び発電機等燃料の優先供給 |
| | 2 | 2 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | イオン(株)西日本カンパニー | 平成18年3月9日 | 市域に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、物資供給等に協力 |
| | 3 | 3 | 災害時における救援物資提供に関する協定書 | 四国ココ・コーラボロリング株式会社 | 平成18年6月30日 (一部変更) 平成28年8月26日 | 地域貢献型自動販売機の機内在庫の無償提供とメッセージボードによる情報提供 |
| | 4 | 4 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | 生活協同組合コープえひめ | 平成19年1月10日 | 保有物資の供給及び運搬に対する協力 |
| | 5 | 5 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | 株式会社 フジ | 平成19年6月15日 | 保有物資の供給及び運搬に対する協力 |
| | 6 | 6 | 災害時における応急生活物資(LPガス等)の供給に関する協定書 | 社団法人愛媛県エルピーガス協会新居浜支部 | 平成19年11月30日 | 災害時に必要な応急生活物資(LPガス等)の調達及び運搬 |
| | 7 | 7 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | 株式会社 マルヨシセンター | 平成20年6月13日 | 保有物資の供給及び運搬に対する協力 |
| | 8 | 8 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | 株式会社マルナカ新居浜本店 | 平成20年7月22日 | 保有物資の供給及び運搬に対する協力 |
| | 9 | 9 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | マックスバリュ西日本株式会社 | 平成22年2月5日 | 保有物資の供給及び運搬に対する協力 |
| | 10 | 10 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | 株式会社 ママイ | 平成23年7月1日 | 保有物資の供給及び運搬に対する協力 |
| | 11 | 11 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | 株式会社マルナカ若水店 | 平成24年2月21日 | 保有物資の供給及び運搬に対する協力 |
| | 12 | 12 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | 株式会社マルナカ久保田店 | 平成24年2月21日 | 保有物資の供給及び運搬に対する協力 |
| | 13 | 13 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | 株式会社 アクティオ | 平成24年5月31日 | 保有物資の供給及び運搬に対する協力 (レンタル:重機・車両・発電機・トイレなど) |
| | 14 | 14 | 災害時等における支援協力に関する協定書 | ダイキ株式会社 | 平成25年12月27日 | 災害発生時等における物資供給及び避難場所の提供等への協力 |
| | 15 | 15 | 災害時等における支援協力に関する協定書 | 株式会社ハローズ | 平成26年2月7日 | 災害発生時等における物資供給及び避難場所の提供等への協力 |
| | 16 | 16 | 災害時等における支援協力に関する協定書 | 新居浜市農業協同組合 | 平成26年9月17日 (改定) 平成29年12月27日 | 災害発生時における物資供給等の協力並びに避難及び救援場所の提供。平常時における防災啓発活動等への協力 |
| | 17 | 17 | 災害時等及び平常時における支援協力に関する協定書 | レンゴー株式会社松山工場 | 平成27年12月2日 | 災害時等における物資供給等の協力及び平常時における防災啓発活動等への協力 提供する物資:段ボール製簡易ベット・段ボール製シート等、段ボール製品 |
| | 18 | 18 | 災害時等における支援協力に関する協定書 | 公益社団法人新居浜青年会議所 | 平成27年12月3日 | 青年会議所のメンバー及びメンバーの所属する会社など各法人又は個人が持つ専門技能並びに新居浜市内外の各種関係団体とのネットワーク等を最大限に活かし、状況に応じた支援協力(物資、避難場所、救援活動等) |
| | 19 | 19 | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 | 株式会社ゼンリン | 平成28年3月28日 | 水防本部等が設置された時に使用できる住宅地図5冊、複製利用許諾権利、また、平時にも利用できる広域地図5枚とWEBで利用する住宅地図の1ライセンスの提供 |
| | 20 | 20 | 大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定書 | 東予広域生コンクリート協同組合 | 令和2年10月20日 | 大規模災害時に、飲料水を除く生活用水や消防用水を供給するための輸送に対する協力 |
| | 21 | 21 | 災害時における物資提供等の協力に関する協定書 | 王子コンテナ株式会社 | 令和3年7月14日 | 災害時の物資供給等(段ボールベット・段ボールパーティション、段ボールトイレ) |
| | 22 | 22 | 災害時における物資供給及び施設使用等の協力に関する協定書 | 旭食品株式会社 新居浜支店 | 令和4年1月24日 | 災害時における物資供給及び運搬、並びに敷地内空きスペース等の避難場所及び災害対応業務への提供の協力 |

| 区分 | No. | 件数 | 協定名称 | 協定締結先 | 協定締結年月日 | 具体的な応援内容 |
|------|-----|----|----------------------------|---|---|---|
| 医療救護 | 1 | 23 | 災害時の医療救護活動についての協定書 | 新居浜市医師会 | 平成4年4月1日 | 傷病者に対する応急措置、傷病者の選別、死亡の確認、その他状況に応じた処置 |
| | 2 | 24 | 災害時の医療救護に関する協定 | (社)愛媛県医師会 | 平成8年2月1日 | 災害時における被災者の救助として行う医療及び助産の実施 |
| | 3 | 25 | 災害時の医療救護に関する協定(愛媛県薬剤師会) | (社)愛媛県薬剤師会 | 平成15年4月9日 | 災害時における被災者の救助として行う医療及び助産の実施 |
| | 4 | 26 | 災害時の医療救護に関する協定(愛媛県看護協会) | (社)愛媛県看護協会 | 平成15年4月9日 | 災害時における被災者の救助として行う医療及び助産の実施 |
| | 5 | 27 | 災害時の医療救護に関する協定(愛媛県歯科医師会) | (社)愛媛県歯科医師会 | 平成15年4月9日 | 災害時における被災者の救助として行う医療の実施 |
| | 6 | 28 | 災害時の動物救護活動に関する協定書 | 公益社団法人愛媛県獣医師会 | 令和2年12月23日 | 災害発生時の地域住民の飼育する犬、猫の治療及び保護管理の救済措置 |
| 応急復旧 | 1 | 29 | 火災出動要請に関する協定 | 住友金属鉱山(株)・住友化学工業(株)・住友重機械工業(株)・住友共同電力(株)・新居浜地区共同防災協議会 | 昭和45年4月1日 (更新) 昭和61年2月1日 | 大火災、特殊な火災、災害発生時に市が住友に応援協力を要請 |
| | 2 | 30 | 大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書 | 新居浜市管工事業協同組合 | 平成9年4月1日 | 災害発生時等における水道の応急活動への協力 |
| | 3 | 31 | 鉄道災害時の安全対策に関する覚書 | 四国旅客鉄道株式会社 | 平成15年7月1日 | 軌道敷内で、鉄道災害が発生した場合の相互連絡、協力体制を定めることにより、安全で迅速な救助活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施するための協定 |
| | 4 | 32 | 災害時における物資等の輸送に関する協定書 | 愛媛県トラック協会新居浜支部 | 平成16年2月1日 | 災害救助に必要な生活必需品の輸送業務、災害緊急対策実施のために必要な資機材の輸送業務、その他詩が必要とする応急対策業務 |
| | 5 | 33 | 災害時における災害応急対策業務に関する協定書 | 新居浜建設業協同組合 | 平成18年7月1日 (更新) 平成25年10月21日 (更新) 令和2年4月30日 | 災害発生時等における応急対策業務への協力 |
| | 6 | 34 | 災害時における応急対策業務に関する協定書 | 新居浜市管工事業協同組合 | 平成21年8月12日 (更新) 平成25年10月21日 | 災害発生時等における応急対策業務への協力 |
| | 7 | 35 | 災害時における応急対策業務に関する協定書 | 財団法人 四国電気保安協会 | 平成22年2月5日 | 災害発生時、又は発生しようとしている場合に、市の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のための電力復旧可否判定、電力復旧工事の管理監督、指導、検査その他必要な協力 |
| | 8 | 36 | 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書 | 愛媛県土地家屋調査士会 | 平成25年2月26日 | 災害発生時の被災家屋等の調査(家屋被害認定調査)への協力 |
| | 9 | 37 | 災害時における応援業務に関する協定書 | ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 | 平成25年3月19日 (更新) 平成29年1月23日 | 災害等の発生により、水道業務に大きな支障が生じた場合の水道業務への協力 |
| | 10 | 38 | 災害時における応急対策業務に関する協定書 | 新居浜造園緑化事業組合 | 平成25年10月21日 | 災害発生時等における応急対策業務への協力 |
| | 11 | 39 | 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書 | 新居浜電気工事協同組合 | 平成25年10月21日 | 災害発生時等における公共施設などの電気設備等の応急対策業務への協力 |
| | 12 | 40 | 災害時の協力に関する協定書 | 四国電力株式会社 | 平成26年2月6日 | 災害発生時における電力供給設備の復旧に関する協力、情報提供 |
| | 13 | 41 | 災害時における物資供給協力に関する協定書 | 愛媛県森林組合連合会 いしづち森林組合 宇摩森林組合 | 平成26年2月7日 | 大規模災害発生時の、仮設住宅建設をはじめ、復旧、復興事業に必要な木材の供給に関する協力(木材など) |
| | 14 | 42 | 災害時における応急対策の協力に関する協定書 | 住友重機械エンバイロメント株式会社 | 平成26年7月3日 | 被災した下水道施設の保全、復旧、その他の応急対策の協力 |
| | 15 | 43 | 災害時における応急対策業務に関する協定書 | 愛媛東予クレーン協同組合 | 平成26年11月17日 | 災害発生時等における応急対策業務への協力 |
| | 16 | 44 | 災害時における応急対応業務に関する協定書 | 住友重機械エンバイロメント株式会社 大阪支店、東芝インフラシステムズ株式会社 四国支社、東芝プラントシステム株式会社 関西支社 | 令和2年12月11日 | 災害発生により排水ポンプ場及び樋門が被災した際の施設の保全、応急復旧、その他応急対策への協力 |
| | 17 | 45 | 災害時における応急対応業務に関する協定書 | 株式会社石垣 四国支店 | 令和3年1月4日 | 災害発生により排水ポンプ場及び樋門が被災した際の施設の保全、応急復旧、その他応急対策への協力 |

| 区分 | No. | 件数 | 協定名称 | 協定締結先 | 協定締結年月日 | 具体的な応援内容 |
|------------------|-----|----|----------------------------------|---|-----------------------------------|--|
| 応 急 復 旧 | 18 | 46 | 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定 | 一般社団法人えひめ産業資源循環協会 | 令和1年6月24日 | 災害時における災害廃棄物、避難者の生活ごみの処理等に関する協力 |
| | 19 | 47 | 災害時における一般廃棄物の処理等の協力に関する協定書 | あかがね環境事業協同組合 | 令和3年1月20日 | 災害時における一般廃棄物、避難者の生活ごみの処理等に関する協力 |
| | 20 | 48 | 災害時における応急対策業務に関する協定書 | 日本石材産業協会 日本石材産業協会 愛媛県支部 | 令和3年9月29日 | 災害復旧活動に支障のある石材構造物への応急対策業務 |
| 情 報 発 信 | 1 | 49 | 愛媛県広域災害・救急医療情報システムの運営に関する覚書 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ西日本支社四国支店 | 平成13年4月1日 | 大規模災害発生時に医療情報の一元的管理の下、迅速な災害医療体制の確立 |
| | 2 | 50 | 災害時における緊急放送・緊急通信等に関する協定書 | 株式会社ハートネットワーク | 平成23年4月1日 (改定) 平成30年4月1日 | 災害発生時、または発生しようとしている場合に、テレビ等の放送設備により迅速かつ適切に情報を提供することに関する協力 |
| | 3 | 51 | 新居浜市の避難所等情報提供に関する協定 | ファーストメディア株式会社 三井住友海上火災保険株式会社愛媛支店 | 平成28年1月25日 | 市民に対し、災害に係る必要な情報を提供する手段を充実させるため互いに協力 |
| | 4 | 52 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | ヤフー株式会社 | 令和2年10月19日 | インターネットやアプリ特性を生かした災害に係る情報発信等に関する取組みの実施 |
| 避 難 場 所 | 1 | 53 | 災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定書 | (福)はびねす福祉会・(福)三恵会・(福)ふたば会・(福)常美会・(福)わかば会・(福)新居浜愛育会・(福)すいよう会 | 平成17年8月2日 | 災害時における、要援護者の一時避難所としての施設使用 |
| | 2 | 54 | 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書 | イオン(株)ジャスコ新居浜店、イオンモール(株)イオン新居浜ショッピングセンター | 平成18年6月21日 | 大規模災害発生時、避難者に対し、避難場所、水道水、トイレ等の施設及び災害概況などの情報、並びに、食料生活物資の集積場所を提供 |
| | 3 | 55 | 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書 | 株式会社日光商事 | 平成20年3月24日 | 店舗における被災者への避難場所、飲料水、トイレ等の提供。屋外大型テレビでの情報提供。食糧生活物資等の集積場所提供。緊急救護施設開設。厨房設備を利用したの炊き出し。防災倉庫の防災用品活用 |
| | 4 | 56 | 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書 | 南国産業株式会社 | 平成20年6月13日 | 店舗における被災者への避難場所、飲料水、トイレ等の提供。店舗における被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所の提供 |
| | 5 | 57 | 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書 | 株式会社マルナカ新居浜本店 | 平成20年7月22日 | 店舗における被災者への避難場所、飲料水、トイレ等の提供。店舗における被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所の提供 |
| | 6 | 58 | 災害時「緊急避難者」の受入れに関する協定書 | 住友化学株式会社愛媛工場 | 平成20年12月19日 | 被災者に対する、避難場所、水道水、トイレ等の提供 |
| | 7 | 59 | 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書 | 株式会社 ママイ | 平成23年7月1日 | 店舗における被災者への避難場所、飲料水、トイレ等の提供。店舗における被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所の提供 |
| | 8 | 60 | 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書 | 株式会社 フジ | 平成23年11月1日 | 店舗における被災者への避難場所、飲料水、トイレ等の提供。店舗における被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所の提供 |
| | 9 | 61 | 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書 | 株式会社マルナカ若水店 | 平成24年2月21日 | 店舗における被災者への避難場所、飲料水、トイレ等の提供。店舗における被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所の提供 |
| | 10 | 62 | 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書 | 株式会社マルナカ久保田店 | 平成24年2月21日 | 店舗における被災者への避難場所、飲料水、トイレ等の提供。店舗における被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所の提供 |
| | 11 | | 災害時における支援協力に関する協定(再掲:物資・資機材14) | ダイキ株式会社 | 平成25年12月27日 | 災害発生時等における物資供給及び避難場所の提供等への協力 |
| | 12 | | 災害時における支援協力に関する協定(再掲:物資・資機材15) | 株式会社ハローズ | 平成26年2月7日 | 災害発生時等における物資供給及び避難場所の提供等への協力 |
| | 13 | 63 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 愛媛県立新居浜特別支援学校 | 平成26年7月1日 | 知的障がい者(児)及び発達障がい者(児)のための福祉避難所 |
| | 14 | | 災害時等における支援協力に関する協定(再掲:物資・資機材16) | 新居浜市農業協同組合 | 平成26年9月17日 (改定) 平成29年12月27日 | 災害発生時における物資供給等の協力並びに避難及び救援場所の提供。平常時における防災啓発活動等への協力 |
| | 15 | 64 | 大規模地震等の災害時における一時避難所としての使用に関する協定書 | 創価学会愛媛県事務局 | 平成27年2月19日 | 災害時における地域住民の緊急避難のため、創価学会新居浜文化会館の一部を一時避難所として提供 |
| | 16 | 65 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 愛媛県立新居浜特別支援学校川西分校 | 平成27年7月1日 | 肢体不自由児(児)のための福祉避難所 |

| 区分 | No. | 件数 | 協定名称 | 協定締結先 | 協定締結年月日 | 具体的な応援内容 |
|-----------|-----|--------------------------|---|---|---|--|
| 避難場所 | 17 | 66 | 災害発生時における新居浜市と新居浜市内郵便局の協力に関する協定 | 新居浜市内郵便局 | 平成27年7月21日 | 避難した被災者の情報を被災者同意の上で新居浜市と新居浜市内郵便局で相互提供することにより、災害救助法適用時における郵便業務に係る事務取扱及び援護対策等を円滑に進め、また互いに広報活動するなど、避難所運営、避難者援護対策に協力 |
| | 18 | 67 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会 (新居浜市総合福祉センター) | 平成27年9月1日 | 肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、内部障がい者、精神障がい者、知的障がい者、難病患者などのための福祉避難所 |
| | 19 | 68 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会 (新居浜市障がい者福祉センター) | 平成27年9月1日 | 肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者のための福祉避難所 |
| | 20 | 69 | 特殊公衆電話の設置・利用に関する覚書 | 西日本電信電話株式会社 | 平成27年10月20日 | 被災者の通信の確保のための非常用電話の設置及び管理 |
| | 21 | 70 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 社会福祉法人三恵会 | 平成28年1月1日 | 身体障がい者(児)のための福祉避難所 |
| | 22 | 71 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 社会福祉法人すいよう会 | 平成28年1月1日 (更新) 令和3年10月1日 | 知的障がい者(児)・発達障がい者(児)のための福祉避難所 |
| | 23 | 72 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 社会福祉法人わかば会 | 平成28年1月1日 | 知的障がい者(児)・発達障がい者(児)のための福祉避難所 |
| | 24 | 73 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 社会福祉法人新居浜愛育会 | 平成28年1月1日 | 知的障がい者(児)・発達障がい者(児)のための福祉避難所 |
| | 25 | 74 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 社会福祉法人花咲会 | 平成28年1月1日 | 精神障がい者のための福祉避難所 |
| | 26 | 75 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書(ハビリテーリングセンターvivre) | 社会福祉法人はびねす福祉会 | 平成29年1月4日 | 重症心身障がい者(児)のための福祉避難所 |
| | 27 | 76 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 社会福祉法人三恵会 | 平成30年9月25日 | 市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護 |
| | 28 | 77 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 社会福祉法人はびねす福祉会 社会福祉法人宝集会 株式会社ベアレンツ 医療法人社団 久和会 株式会社お茶屋の里 株式会社さわやか倶楽部 株式会社セイフティー 東予 株式会社東雲精工 株式会社東京ネーランドえひめ 株式会社悠遊社 社会福祉法人すいよう会 社会福祉法人ふたば会 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブひと 有限会社デイサービスセンターふれんど 有限会社ほほえみ セントレア四国株式会社 ベネッセ株式会社 愛媛医療生活協同組合 医療法人十全会 | 平成30年11月26日 | 市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護 |
| | 29 | 78 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 株式会社えひめメディコープ | 平成30年11月26日 (更新) 令和2年10月1日 | 市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護 |
| | 30 | 79 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 株式会社 ゆうらり 社会福祉法人香南会 | 平成31年3月1日 | 市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護 |
| 31 | 80 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 新居浜医療福祉生活協同組合 | 平成31年3月1日 (更新) 令和2年10月1日 | 市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護 | |
| 32 | 81 | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書 | 株式会社ソラスト | 令和3年4月1日 | 市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護 | |
| 自治体・官公庁など | 1 | 82 | 消防業務協定 | 新居浜海上保安署 | 昭和40年6月1日 (更新) 昭和48年12月15日 (更新) 令和2年1月29日 | 双方の業務責任を明らかにするとともに相互協力し、船舶消火活動、水難事故等の救急・救助活動を円滑に遂行 |
| | 2 | 83 | 東予広域消防相互応援協定書 | 4消防事務組合等(現・四国中央市、今治市、西条市、上島町各消防本部) 東予地区市町 | 昭和54年12月14日 | 大規模火災、隣接火災、その他特殊災害の発生に際し、市町等相互間の消防力を活用 |
| | 3 | 84 | 広域消防相互応援協定書 | いの町、大川村、嶺北広域行政事務組合、仁淀消防組合 | 昭和61年4月1日 (更新) 平成17年9月1日 | 接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合及び協定市町村等の区域内に災害が発生した場合に授援側の要請に基づいて出動する応援 |
| | 4 | 85 | 高速自動車道(松山自動車道)に関する覚書 | 四国中央市消防本部、西条市消防本部 | 平成3年2月13日 | 土居I. C. ~新居浜I. C.及び西条I. C.までの間における消防の応援 |

| 区分 | No. | 件数 | 協定名称 | 協定締結先 | 協定締結年月日 | 具体的な応援内容 |
|-----------|-----|-----|-------------------------------------|---|---|---|
| 自治体・官公庁など | 5 | 86 | 松山自動車道(土居〜いよ西条)における火災及び救急業務等に関する覚書 | 西条市消防本部、四国中央市消防本部、西日本高速道路㈱四国支社 | 平成3年2月14日 | 消防本部は高速道路において発生した緊急業務等を行い、公団は消防本部に事故の状況、現場の位置等の情報提供や通行施設等の活用、交通規制、誘導を行い、救急業務等に協力 |
| | 6 | 87 | 愛媛県消防広域相互応援協定書 | 県内市町 4消防事務組合 | 平成7年10月1日 (更新) 平成18年3月1日 (更新) 令和2年3月31日 | 消防広域相互応援協定 |
| | 7 | 88 | 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 | 県内市町 4消防事務組合 | 平成8年10月1日 (更新) 平成18年3月1日 | 航空機による応援 |
| | 8 | 89 | 公益社団法人日本水道協会中四国地方支部相互応援対策要綱 | 公益社団法人日本水道協会中四国地方支部正会員 | 平成8年10月4日 (改訂) 平成25年4月1日 | 地震、異常洪水等による災害における相互応援活動 |
| | 9 | 90 | ダム放流時の水防連絡体制に関する覚書 | 鹿森ダム管理事務所 | 平成12年5月16日 | ダム放流時の警戒伝達、下流住民への連絡、避難等の万全を期するための覚書 |
| | 10 | 91 | 救急救命処置に伴う広域的指示体制に関する覚書 | 西条市消防本部、周桑事務組合消防本部(現・西条市消防本部) | 平成12年10月13日 | 救急救命処置指示委託病院との心電図伝送等の救急救命処置の協力体制の確立 |
| | 11 | 92 | 消防事務の委託に関する覚書 | 四国中央市 | 平成15年4月1日 (更新) 平成16年4月1日 | 別子山地区における消防事務を四国中央市に委託するための消防事務の委託に関する附属協定書の覚書 |
| | 12 | 93 | 大永山トンネルの災害活動に関する覚書 | 四国中央市 | 平成16年4月1日 | 大永山トンネルにおける警防活動の応援 |
| | 13 | 94 | 愛媛県中央病院ドクターカーに関わる相互応援協定書 | 愛媛県公営企業管理者 | 平成22年3月24日 | 多くの傷病者を救命ため、県立中央病院が所有するドクターカーを円滑迅速に運用 |
| | 14 | 95 | 大規模災害時等における新居浜市の施設の使用に関する協定書 | 新居浜警察署長 | 平成22年6月2日 | 大規模災害等の発生により、新居浜警察署庁舎が使用不能となった場合に、新居浜市所有の施設(消防本部庁舎4階展示室等)を新居浜署災害警備本部用施設として使用することを承諾 |
| | 15 | 96 | 大規模地震等災害発生時における三者相互協力に関する協定書 | 新居浜警察署長 新居浜海上保安署長 | 平成23年6月2日 | 災害発生時、または発生しようとしている場合に、新居浜市災害対策本部に職員を派遣するなど情報の収集と共有を図ることに関する協力 |
| | 16 | 97 | 災害時における情報交換及び支援に関する協定書 | 国土交通省 四国地方整備局長 | 平成23年10月26日 | 災害発生時において市及び地方整備局が連携を図り、市民の生命、進退及び財産の安全並びに生活を確保するため、迅速かつ円滑に対応。(内容)被害状況の把握及び提供、情報連絡網の構築、災害応急措置、その他必要と認められる事項 |
| | 17 | 98 | 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定 | 堺市、岸和田市、貝塚市、高石市、忠岡町、岬町姫路市、明石市、洲本市、南あわじ市、淡路市、播磨町、海南市、湯浅町、由良町、玉野市、笠岡市、茂口市、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、坂町、下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市、光市、柳井市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、小松島市、松茂町、高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、上島町、松前町、愛南町、中津市、姫島村 | 平成24年3月29日 (更新) 平成26年3月28日 | 地震等による災害が発生し、被災市長独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行 |
| | 18 | 99 | 災害時における相互応援協定 | 青森県青森市 | 平成24年10月17日 | 災害が発生した場合、被害を受けた市のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を遂行 |
| | 19 | 100 | 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書 | 愛媛県 | 平成26年10月2日 (更新) 平成29年2月14日 | 愛媛県内で大規模災害が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊や、国や他県等から提供される支援物資を円滑に受け入れるため、広域的な防災拠点としての施設優先使用等について協力 |
| | 20 | 101 | 新居浜市指定避難所用資機材整備に関する覚書 | 愛媛県立新居浜西高等学校 愛媛県立新居浜東高等学校 愛媛県立新居浜南高等学校 愛媛県立新居浜工業高等学校 愛媛県立新居浜商業高等学校 | 平成26年12月1日 | 大規模災害に備え、指定緊急避難場所及び指定避難所に必要な資機材をあらかじめ整備 |
| | 21 | | 災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書(再掲:避難場所13) | 愛媛県立新居浜特別支援学校川西分校 | 平成27年7月1日 | 肢体不自由児(児)のための福祉避難所 |
| | 22 | 102 | 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書 | 国土交通省四国地方整備局、徳島県港湾管理者、香川県港湾管理者、坂出市港湾管理者、愛媛県港湾管理者、今治市港湾管理者、八幡浜市港湾管理者、高知県港湾管理者、民間協力者(7協会)(締結元:新居浜港務局) | 平成27年11月5日 | 港湾施設等において災害が発生した場合に、民間協力者に要請し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に対応 |
| | 23 | 103 | 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書 | 愛媛県、県内市町 | 平成28年2月17日 | 愛媛県内の市町において災害が発生し、被害を受けた市町が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施 |
| | 24 | 104 | GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書 | 国土交通省四国地方整備局 | 平成28年9月27日 | GPS波浪計を用いて沖合で観測された津波情報の提供を受けることにより、津波に対し適切に対応 |
| | 25 | 105 | 災害時における被災者支援に関する協定書 | 愛媛県行政書士会 | 平成29年4月21日 | 災害発生時における被災者支援の為、行政書士が関与できる業務を円滑に遂行するため、各種相談業務・被災者支援相談窓口の設置及び新居浜市への会員派遣 |

| 区分 | No. | 件数 | 協定名称 | 協定締結先 | 協定締結年月日 | 具体的な応援内容 |
|-----------|-----|-----|--|--|------------|---|
| 自治体・官公庁など | 26 | 106 | エボラ出血熱患者等の移送に係る協定書 | 愛媛県 | 平成29年7月14日 | 県の移送能力を超える事態が生じた場合、エボラ出血熱患者又は疑似症を呈する者の移送に協力 |
| | 27 | 107 | 災害時の協力に関する協定書 | 独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校 愛媛県新居浜警察署 | 平成29年9月1日 | 災害発生時、新居浜工業高等専門学校の施設の一部を、指定緊急避難場所及び指定避難所として提供するとともに、備蓄されている物資を可能な範囲で避難者に提供。また、災害時の警察活動を支援するため、支障のない範囲でグラウンドや会議室等を提供 |
| | 28 | 108 | 大規模災害時等における港湾施設等の使用に関する協定書 | 愛媛県新居浜警察署 (締結元:新居浜港務局) | 平成30年1月19日 | 大規模災害時に、相互に連携・協力等を図るため、警察活動に必要な待機場所、船舶等係留場所を提供 |
| | 29 | 109 | 災害時における復旧支援協力に関する協定 | 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 | 令和元年5月22日 | 災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行う |
| | 30 | 110 | 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 | 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部 | 令和元年5月22日 | 災害時における、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行う |
| | 31 | 111 | 新居浜市・日本下水道事業団災害支援協定 | 日本下水道事業団 | 令和元年9月30日 | 災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化または公共用水域の水質の悪化を防止する |
| | 32 | 112 | 新居浜市及び大府市の災害時における相互応援に関する協定書 | 愛知県大府市 | 令和元年7月29日 | いずれかの市域において災害が発生した場合、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を遂行 |
| | 33 | 113 | 愛媛県消防団広域相互応援協定書 | 愛媛県、県内市町 | 令和2年3月31日 | 災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立することで、不測の事態へ対処 |
| | 34 | 114 | 災害時緊急時における支援協力に関する協定書 | 特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン | 令和3年2月17日 | 災害時緊急時における応急対策活動、避難所運営、情報収集、物資搬送等への支援協力 |
| | 35 | 115 | 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定書 | 有限会社 光タクシー 有限会社 ライフケア 有限会社 介護タクシー友 合同会社 クニタ商事 | 令和3年12月14日 | 災害時に要配慮者を避難所等へ緊急輸送する協定 |
| 計 | 115 | | ダイキ・ハローズ・農協は物資と避難所再掲。 愛媛県立新居浜特別支援学校川西分校は避難所と官公庁再掲 | | | |

建 設 業 者 一 覧 表

| 会 社 名 | T E L | 住 所 | 会 社 名 | T E L | 住 所 |
|--------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|
| (株) 秋月開発 | 41-1490 | 船木甲2593-3 | (株) 野々下建設 | 41-5526 | 萩生737-9 |
| (株) 一宮工務店 | 33-4165 | 西原町2-4-34 | (有) ヒカリ開発 | 47-8650 | 萩生2861-4 |
| (有) 一優興業 | 44-6653 | 瀬戸町8-53 | 広田建設 (株) | 33-5541 | 惣開町2-18 |
| (株) 伊藤建設 | 41-7500 | 萩生407-2 | (有) 藤沢土建 | 32-3656 | 宇高町5-8-2 |
| (株) 渦井建設 | 44-7233 | 大生院837 | (株) 船本工務店 | 41-5104 | 中西町14-51 |
| (株) エヌ・ケイ・エル | 43-0056 | 御蔵町12-46 | (有) 古川建設工業 | 43-5929 | 寿町7-10 |
| (株) 大竹組 | 33-3222 | 庄内町2-3-15 | (有) 古川工業 | 40-5551 | 瀬戸町7-42 |
| (株) 大原組 | 41-9674 | 寿町10-36 | (株) 堀江建設工業所 | 34-3222 | 西の土居町2-13-41 |
| 香川建設 (株) | 32-9029 | 泉宮町6-22 | (有) 松木土木 | 41-1607 | 萩生2610-1 |
| 梶本建設工業 (株) | 41-7880 | 岸の上町1-11-1 | (株) 丸二工務店 | 32-4369 | 東雲町2-10-55 |
| (有) 鎌森組 | 44-5517 | 本郷2-8-18 | (有) 三宅組 | 43-5719 | 中村松木2-6-14 |
| (株) 河端組 | 41-6446 | 宮原町7-22 | (株) 森賀建設 | 41-6610 | 萩生1306-1 |
| 河端建設 (株) | 41-7051 | 本郷3-4-17 | (有) 守谷建設 | 45-1278 | 多喜浜5-2-7 |
| (株) 菅工務店 | 41-6803 | 本郷2-1-10 | (株) 文殊建設 | 45-0047 | 楠崎1-3-53 |
| (有) 関西建設 | 34-6209 | 御蔵町1-40 | (株) 横井産業 | 45-0266 | 黒島1-6-32 |
| 協和建設 (株) | 33-1358 | 新田町3-1-25 | 米谷建設 (株) | 33-6363 | 新田町1-21-27 |
| 薦田建設 (株) | 41-7079 | 宮原町2-17 | | | |
| (株) 塩見組 | 41-6231 | 宮原町6-31 | | | |
| (株) シゲタ | 33-8181 | 新田町2-1-33 | | | |
| (有) 四国工務店 | 40-3139 | 西連寺町1-12-9 | | | |
| 白石建設工業 (株) | 33-4812 | 久保田町3-9-20 | | | |
| (株) 白石工務店 | 46-2275 | 黒島1-3-29 | | | |
| (株) 神野工務店 | 43-7249 | 本郷3-2-34 | | | |
| 新和建設 (株) | 40-0077 | 観音原985-15 | | | |
| (有) 大一建設 | 47-7308 | 庄内町5-10-24 | | | |
| (株) 高橋基礎工業 | 47-7310 | 八幡3-9-4 | | | |
| (株) 高橋工務店 | 33-2800 | 八雲町13-36 | | | |
| (株) 竹内組 | 33-3543 | 郷5-1-11 | | | |
| 田坂建設 (株) | 41-7371 | 北内町1-3-44 | | | |
| (株) 田坂産業 | 40-6212 | 光明寺1-甲396-2 | | | |
| (株) 垂水工務店 | 32-2982 | 新須賀町3-3-6 | | | |
| 天領 (株) | 40-3351 | 船木字高祖甲4105-1 | | | |
| (株) 東新建設 | 45-0078 | 阿島4-2-32 | | | |
| (株) 東豫建設 | 45-0177 | 垣生4-1-29 | | | |
| (株) 直野組 | 41-2737 | 中筋町1-15-20 | | | |
| (株) 新居浜建設 | 33-3303 | 庄内町5-4-12 | | | |

水道工事事業者（水道施設業及び管工事業許可保有）一覧表

令和3年4月1日

| 業 者 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|---------------|---------------|---------|
| (株)愛水 | 久保田町二丁目1番45号 | 34-1313 |
| 秋山工業(株) | 東田一丁目甲1300番地 | 41-5618 |
| (株)天野本店 | 惣開町2番7号 | 33-1511 |
| (株)一色設備 | 本郷三丁目4番4号 | 43-2827 |
| 岩崎冷熱(株) | 繁本町9番53号 | 35-3171 |
| (有)栄和設備 | 本郷二丁目3番19号 | 40-0583 |
| (有)エヒメ設備 | 多喜浜五丁目5番17号 | 40-5601 |
| (株)大西工務店 | 坂井町三丁目5番43号 | 41-7498 |
| (有)尾田水道 | 八幡一丁目10番28号 | 33-8252 |
| (有)加藤設備 | 城下町7番48号 | 41-8823 |
| 北四国設備(株) | 中村松木一丁目9番23号 | 40-1943 |
| (有)古峠工務店 | 中村二丁目9番2号 | 41-6862 |
| (有)壽商会 | 寿町2番31号 | 44-7762 |
| 近藤建材(株) | 坂井町三丁目2番21号 | 43-7711 |
| (有)近藤商会 | 八幡三丁目2番31号 | 45-0059 |
| (有)サム企画 | 政枝町三丁目1番9号 | 31-2255 |
| 四国住設(株) | 高田一丁目1番47号 | 33-5716 |
| (有)システム愛媛 | 松神子四丁目3番33号 | 46-1407 |
| (有)新栄住設 | 神郷二丁目5番1号 | 45-0149 |
| シンエイメンテナンス(株) | 船木甲2982番地38 | 40-1066 |
| (株)スイヨー | 菊本町二丁目14番33号 | 34-2800 |
| (有)竹林住宅設備機器 | 大生院83番地の1 | 41-6622 |
| (有)西谷組 | 松原町8番24号 | 41-4380 |
| (株)日管 | 寿町10番25号 | 47-3318 |
| (有)燧熱学 | 東田一丁目甲1307番地1 | 43-2288 |
| (株)桧垣工務店 | 一宮町一丁目13番15号 | 33-5111 |
| (株)牧野商会 | 久保田町一丁目2番25号 | 33-2602 |
| (有)ミノル設備工業 | 八幡二丁目7番12号 | 33-3707 |
| (株)明和 | 宇高町一丁目1番33号 | 33-0808 |
| (株)山岡 | 新須賀町二丁目9番5号 | 34-8800 |
| 山下電機工業(株) | 庄内町三丁目1番64号 | 37-2500 |
| (有)リフォーム・エヒメ | 久保田町二丁目1番45号 | 34-1224 |

※ 新居浜市指定給水装置工事事業者一覧は水道工務課ホームページ参照

| | | |
|--------------|----------|---------|
| 新居浜市管工事業協同組合 | 八雲町3番29号 | 32-5900 |
|--------------|----------|---------|

し尿収集業者一覧表

| 業 者 名 | 住 所 | 電 話 | 従事者 人数(人) | 車 両 数 | | | | | | | 1日搬出 能力(kl) |
|---------------------------|------------------|---------|--------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|----------------|
| | | | | 10 t 車 | 8 t 車 | 5 t 車 | 4 t 車 | 3 t 車 | 2 t 車 | 小型 | |
| 新居浜市清掃企業(株) 代表取締役 越智 仁 | 新居浜市 黒島1-5-58 | 46-3561 | 18 | | | | 3 | 1 | 9 | | 120.4 |
| (有)四国衛生社 代表取締役 河野慎也 | " 船木4010 | 41-7062 | 9 | | 1 | | 1 | | 3 | | 59.2 |
| (有) 泉 代表取締役 青木文雄 | " 郷5-7-44 | 37-0088 | 9 | | | 1 | 1 | 4 | 2 | | 94.0 |
| し尿収集運搬等特定委託 業務共同企業体 | " 黒島1-5-58 | 46-3561 | - | | | | | | 1 | 1 | 8.6 |
| (有)村 上 産 業 代表取締役 村上順一郎 | " 郷5-1-28 | 32-9747 | 2 | | | | | | 1 | | 7.2 |

ごみ収集業者一覧表

| 業 者 名 | 住 所 | 電 話 | 従事者 人数(人) | 車 両 数 (台) | | | |
|-----------------------------|------------------|---------|--------------|-----------|--------|-------|-----|
| | | | | 塵芥車 | 深型トラック | 軽トラック | その他 |
| 新居浜清掃企業(株) 代表取締役 越智 仁 | 新居浜市 黒島1-5-58 | 46-3561 | 12 | 4 | | | |
| (有)大原産業 代表取締役 大原 攝尋 | " 星原町15-45 | 41-7620 | 9 | 2 | 1 | | |
| (有)高橋産業 代表取締役 高橋モリミ | " 瀬戸町3-82 | 43-7411 | 14 | 1 | 5 | 1 | |
| (有)四国衛生社 代表取締役 河野慎也 | " 船木4010 | 41-7062 | 6 | 2 | | | |
| (有)村上産業 代表取締役 村上 順一郎 | " 郷5-1-28 | 32-9747 | 11 | 2 | 2 | | |
| (株)めぐる 代表取締役 太田 初 | " 坂井町3-8-23 | 40-1119 | 8 | 1 | 2 | | |
| (株)西本環境整備社 代表取締役社長 篠原健作 | " 郷5-2-213 | 36-3283 | 2 | 1 | | | |
| (有)柳紙業 代表取締役 柳 克寿 | " 観音原町乙2-13 | 41-1410 | 5 | 1 | 1 | | |
| (有)塩崎産業 代表取締役 塩崎 一夫 | " 新田町1-17-22 | 34-4334 | 4 | 1 | | 1 | |
| タ ツ ミ 企 業 (有) 代表取締役 高橋辰夫 | " 七宝台町乙65-82 | 41-3418 | 3 | | 1 | 1 | |
| 市 直 営 (ごみ減量課) | " 一宮町1-5-1 | 65-1252 | 4 | | 2 | | |

